

令和3年第4回定例会

(第2日)

令和3年12月13日

令和3年第4回平川市議会定例会会議録（第2号）

○議事日程（第2号）令和3年12月13日（月）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番 葛西 勇 人
2番 山谷 洋 朗
3番 中 畑 一二美
4番 石 田 隆 芳
5番 工 藤 貴 弘
6番 工 藤 秀 一
7番 福 士 稔
8番 長 内 秀 樹
9番 佐 藤 保
10番 山 田 忠 利
11番 大 澤 敏 彦
12番 原 田 淳
13番 桑 田 公 憲
14番 齋 藤 剛
15番 工 藤 竹 雄
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 謙 二
総務部総務課長	佐 藤 崇
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	一 戸 昭 彦
健康福祉部長	工 藤 伸 吾

尾上総合支所長	工藤 敢司
経 済 部 長	對馬 一俊
建 設 部 長	原田 茂
碓ヶ関総合支所長	齋藤 茂樹
教育委員会事務局長	三上 裕樹
平川診療所事務長	宮川 厚
会 計 管 理 者	三上 庚也
農業委員会事務局長	小野 生子
選挙管理委員会事務局長	今井 匡己
監査委員事務局長	成田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長	小田桐 農夫吉
総務議事係長	河田 麻子
主 事	對馬 賢也

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いします。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

なお、会議中は常にマスクの着用をお願いします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね1時間以内とします。なお、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

また、会議規則第62条第2項の規定に「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」とありますので、配付しております一般質問通告一覧表の内容と関連のない質問、及び、答弁を求める者以外への質問は、原則として許可されませんので御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても、同様の答弁をお願いします。

次に、発言の許可についてですが、議員は質問席に移動後、最初の質問を行う際に、挙手した上で議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手した上で職名を告げ、議長の許可を得てから発言されますようお願いします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は11名であります。

本日は、第1席から第4席までを予定しております。

なお、第1席、葛西勇人議員より一般質問に関する資料について、事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第1席、1番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

葛西勇人議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

葛西勇人議員、質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○1番（葛西勇人議員） おはようございます。ただいま議長より一般質問の許可を頂きました、第1席、議席番号1番、新生会の葛西勇人でございます。

それでは通告に従いまして一問一答方式にて質問をしてみたいと思います。

なお、質疑においてお互いに確認をしながら進めてまいりたいと思いますので、両面

4 ページの資料を配付させていただきました。御参照いただきたいと思います。

それでは、1. 学校給食における食物アレルギー対応について質問をいたします。

資料1を御覧ください。

食物アレルギーとは、原因となる食物を摂取した後に免疫反応によって体に不利益な症状が引き起こされる現象で、その症状として皮膚のかゆみ、蕁麻疹、湿疹などの症状から、急激な症状悪化から死に至る可能性のあるアナフィラキシー症状までございます。食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品のうち、発症数が多く症状が重篤なものとして、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生が挙げられ、この7品目は食品表示法において特定原材料としてこれらを含む加工食品に食品表示が義務付けられています。ほかにも、あわび、いか、いくらなど21品目が特定原材料に準ずるものとして挙げられており、食品表示が推奨されています。

そこでまず、現在の当市内の小・中学校に通う児童生徒数の中で、食物アレルギー対応が必要な児童生徒は何名いるか、お知らせください。また、現在の当市の食物アレルギーのある児童生徒への対応、並びに過去3年間でこれが原因で病院に搬送された事例はあるのか、併せてお知らせください。

次に、食物アレルギー発症が子供に多い原因の一つとして、成長段階における消化機能が未熟でアレルゲンでもあるたんぱく質を分解することができないことにあると考えられています。もっとも、成長に伴って消化吸収機能が発達してくること、一部の抗原を除いて自然治癒する場合も多いということでもあります。しかしながら、アレルギーを持つ児童生徒の保護者としては今がまさに一番心配なのであり、学校給食における食物アレルギー対応が重大な関心事となるわけでございます。ましてや少子高齢化が進むにつれて子供の存在がますます貴重となり、その一方で共働きの保護者が増えて食物アレルギーを除去した弁当作りの負担も大きくなる現状において、学校給食における食物アレルギー対応食提供のニーズがますます高まってきているわけでもあります。そこで、食物アレルギー対応食、あるいは代替食の提供の実現可能性について、現在当市で対応できていない理由は何か、市の見解を求めます。また、私からの提案として今後、給食センターの改修や業者からの購入、あるいは食物アレルギー対応食提供サービスを実施している弘前市との連携など、広域対応で実現できないものか、当市の見解を伺います。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 学校給食における食物アレルギー対応についての御質問にお答えいたします。現在、アレルギー対応食が必要と思われる完全弁当の児童や、一部弁当を持参している児童生徒は少なく、対象者への対応ができているものと考えておりますが、今後を見据えて、広域での対応や業者からの購入が可能かどうか、情報収集に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

食物アレルギー対応が必要な児童生徒数等につきましては、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 私からは、食物アレルギー対応が必要な児童生徒数等についてお答えいたします。まず、食物アレルギー対応が必要な児童生徒数についてですが、毎年、アレルギー調査を実施しており、令和3年5月1日現在の全児童生徒

数2,085名のうち、小学校で50名、中学校で39名、合計で89名が何らかの食物アレルギーがあるとの報告を受けております。このうち、学校給食で何らかの対応が必要な児童生徒は小学校で36名、中学校で17名、合計53名となっています。

食物アレルギーのある児童生徒への対応については、学校生活管理指導表を保護者から提出していただき、学校と保護者が情報を共有し、相談しながら適切な対応に努めております。具体的な対応としては、原因食材を取り除いて給食を食べるとか、原因食材が主食に混在している場合は弁当を持参する、あるいは牛乳のみを止めているなどの対応をしております。

次に、学校給食による食物アレルギーで病院に搬送された事例についてですが、過去3年間、病院に搬送された事例はありません。

最後に、食物アレルギーに対応できていない理由についてですが、食物アレルギーに対応した学校給食を提供するためには、食物アレルギー対応食を調理するための専用の施設、専任の職員が必要となり、その対応には多額の経費が必要になることから、対応できていないというのが現状でございます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 教育長から今完全弁当、一部弁当の児童生徒の数が少ないということと、あと今後アレルギー対応食について対応していきたいということで、調査をこれから始めるんだと。内容としては業者からの購入、あるいは広域での対応という話がありました。その答えを聞いて私も安心いたしました。ちょっと情報としてなんですけれども、本市においては何らかの食物アレルギーで対応が必要な児童生徒数というのが小学校36名、中学校17名で計53名となっていて、給食時に対応が必要な児童生徒の割合が2.5%という形になっております。ちなみにですね、ちょっとデータが少ないんですが、八戸市の場合、規模は違うんですが平成28年度1学期の調査では、市内の児童生徒数1万7,998人のうち、何らかの食物アレルギーを有している児童生徒数が小学校で142名、中学校で53名、合計195名ということで、給食時に対応が必要な児童生徒数の割合が1.1%ということになっております。県内のデータを全て洗い出したわけではないので、平川市が多いのかどうかというのは一概には言えませんが、これだけ見てみるとちょっと多いのかな。原因はちょっと分かりませんが、やはりそういう意味では、食物アレルギー対応食の提供というのは私は必要であるというふうに考えておりますので、ぜひとも前向きに検討を進めていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、2. 市内の公共施設等での公衆無線LANサービスについて質問をいたします。

資料2、3を御覧ください。

資料2（1）でインターネット接続できる主な無線回線として、①音声とデータを通信するスマホ・携帯電話回線、例えば4G、5Gという回線となりますが、あと、②データを通信するWi-Fi回線があります。①は皆さん御承知のとおり通信可能エリアが広いのが特徴ですが、それに対して②のWi-Fi回線は、1アクセスポイントで半径数十メートルから数百メートル程度と通信可能エリアが狭いのですが、①より通信速度が高速で、しかもデータも大容量通信が可能という特徴もあり、災害時には①を補完

することもできるという意味でも、公衆無線LANサービスでは②のWi-Fi回線を利用しております。

(2) のとおり、国では公衆無線LANサービスを①観光・インバウンド、②防災・減災、③住民サービスの向上、行政事務の効率化など、地方を活性化するツールとして、自治体に対して環境整備を進めております。

その効果として、(3) のとおり、公衆無線LANを整備している自治体からは、その有効活用による効果とサービス事例が多数紹介されております。それぞれの効果のポイントとしては、①観光・インバウンドでは、外国人観光客への「おもてなしサービス」、情報発信の向上、Wi-Fiの特性を活かした、場所に応じたきめ細かい情報発信、②防災・減災では、発災時のインターネットアクセス提供、ロケーションに応じた情報発信、アプリケーションにおける情報発信、そして③住民サービスの向上・行政事務の効率化では、各種施設におけるインターネットアクセスの提供、住民の行政サービスへの満足度の向上、行政コストの削減が挙げられています。

現在、資料3の(4) のとおり、当市でも市内公共施設11か所に公衆無線LANを設置し、無料でインターネット接続できる環境が整備されております。そこで、当市における公衆無線LANサービスの現状と、どのように有効活用されているのかなどについて、次の5つの点を伺います。

1点目、当市の公衆無線LANサービスにかかる料金体系、ランニングコストについてお知らせください。

2点目、設置箇所について。平川市公衆無線LAN規約第1条の「災害時における防災拠点の通信環境の確保と、市民および当市を訪れる観光客が情報を取得および発信するための利便性の向上を図る」という目的に合致しているか、そのほか必要な設置場所はないものか、あるとしたら検討している設置場所をお知らせください。

3点目、ソフト面について。現在、この公衆無線LANサービスを活用した災害や観光等の情報発信サービスを行っているかお知らせください。もし実施していない場合、今後利用促進策を検討していくものか、当市の見解を伺います。

4点目、セキュリティ面について。アクセスポイント1機ごとに接続できる端末数や1回の利用を60分間に制限している理由、児童生徒の教育的配慮から特定のウェブサイトへの接続制限、例えば有害サイト等への閲覧制限を実施しているかお知らせください。

5点目、コロナ禍において、文化活動等でのオンライン講演、会議等が増加しておりますが、それを開催するために設置場所の拡大や住民サービスの向上などの利用促進策を検討しているかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 葛西勇人議員御質問の市内の公共施設等での公衆無線LANサービスについて、私からはまず、設置場所が利用規約の目的に合致しているかとの御質問にお答えします。

市の公衆無線LANは災害時における防災拠点の通信環境の確保と、市民及び当市を訪れる観光客が情報を取得及び発信するための利便性の向上を図ることを目的として設置しております。本庁舎のほか、主な避難施設、観光施設等、市内11施設に設置してお

ります。今後必要な設置場所については、新庁舎前広場に設置する予定です。

次に公衆無線LANサービスを活用した情報発信サービスの状況について。市の公衆無線LANに接続すると、市ホームページに接続され、利用者はそこから随時更新されている様々な市の情報を入手できることで、外国人を含む来訪者への通信サービスの提供にはつながっておりますが、災害や観光等の積極的な情報の発信までには至っていないのが現状であります。

今後は、利用者の利便性の向上を図るため、公衆無線LANサービスの接続方法や市ホームページの内容を検証し、必要な改善を講じてまいりたいと考えております。

このほかの御質問については、総務部長から答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私のほうからはまず、5点の御質問のうちのコスト面についてお答えしたいと思います。

料金体系は月額制となっており、ランニングコストはプロバイダ料金、回線利用料を合わせまして、11施設で月額7万3,370円となっております。

次にセキュリティー面につきましてですが、アクセスポイント1機ごとに接続できる端末数は256台です。市全体での同時アクセス数は11か所で300台までとなっております。

次に1回の利用を1時間に制限している理由につきましては、ゲームや特定サイト等の長時間閲覧の抑止のため、また、災害時にインターネット環境を多くの人が利用できるようにすることを理由に時間制限を行っております。

児童生徒への教育的配慮につきましては、これまでも、当市教育委員会が作成したインターネットトラブル事例集を市内全児童生徒へ配布し、この事例集を使った情報モラル教育の実践や、正しいパソコンの使い方を学ぶ研修会など、PTA、学校、行政が協力し、市内全校において毎年実践しており、教育的配慮を行っております。

特定のウェブサイトへの接続を制限する機能につきましては、今年5月からプロバイダが制限するサービスを終了したことから、現在は接続制限ができない状況であります。このようなことから、設置場所に利用上の注意を掲示するなどの方法で注意喚起を行ってまいりたいというふうに考えております。

最後に、オンライン会議のための設置場所の拡大につきましては、ネットワーク環境のないパソコンを市内公共施設に持ち込んでもオンライン会議が開催できるポケットWi-Fiに対応する予定としております。会議室を有し、貸館の伴った公共施設である尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、文化センター、ひらかわドリームアリーナの4施設にポケットWi-Fiを整備し、貸館に合わせて貸出しすることを想定しております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） まずですね、質問事項5番目の住民サービスの向上に向けた利用促進についての再質問をさせていただきます。

今回ポケットWi-Fiを公共施設4か所に整備するという答弁を頂きました。実は弘前市でも公衆無線LAN設置のほかに、今年から市内の公共施設において市民などが無料で利用することができるポケットWi-Fiの貸出しを行っております。そこではポケットWi-Fiの貸出しを受けた施設内でのみ利用可能となっております。今総務部長が言った答弁と同じようなことをやっていますので、そこを参考にして進めてい

けばいいのかなと私は思います。

でですね、私はさらにそれを進めて当市で実施している介護事業などの通いの場実施団体、あるいは自主防災組織、町会などへの貸出し範囲を拡大すべきではないかなというふうに思っています。なぜならば、皆さんも御存じのとおり、ネット上ではユーチューブなどには高齢者向けの運動や脳トレ体操などのコンテンツがたくさん入っており、それらが通いの場の活動に大いに役立つこと、またネット上には災害事例やその対応策などのコンテンツもたくさん入っており、自主防災組織のメンバー、あるいは町会の会員の皆様の防災意識や防災スキルの向上にも大いに役立つと考えます。ポケットWi-Fiの貸出し範囲を拡大することは可能なのか、ぜひとも見解を伺わせてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 葛西勇人議員のただいまの再質問の内容については十分理解はできるんですけども、ポケットWi-Fiの利用につきましては、貸館に合わせてウェブ会議、それから研修会等を開催する場合にのみ貸出しすることを想定しております。ポケットWi-Fiのみの外部の貸出しについては現在考えておりませんので、何とか御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。確かに防災意識とかそこら辺についても理解できるんですけども、やはり市の備品であるということで、外部への貸出しについては考えておりませんということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 確かに総務部長のおっしゃることも理解できるんですけども、やっぱりこの通信回線というのは無料であるところが、コロナの状況、これが来年で収まるのであれば全然話は別なんですけど、恐らくこれから2年、3年、ずっと長引いていく中で、やはりそのオンラインでのその会議だとか講義だとかそういったものっていうのは増えてくると思うんですけども、特に先ほど通いの場の話もありましたけれども、結構通いの場やってる団体も多いはずなんです。100以上あるはずなんですけど、こういったところでですね、今は先生に来てもらってやってる。体操とかしてますけど、要はユーチューブにつながってみればですね、いろんなことができるんですけど、例えば町会等にそのコミュニティの補助金とかでこのWi-Fiのランニングコストとかそういったもの補助するっていうのは併せて検討できないものか、お伺ひしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 今現在そのコミュニティの助成金でのお話については、検討しておりませんので、この場で回答することはちょっと差し控えたいと思いますけれども、やはり今現在進めているコミュニティ助成金の事業についての趣旨とちょっと違うような感じはしますので、ちょっと今お答えすることはできないというふうなのが現状でございます。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） あとですね、できれば4か所と言わず貸出しできる施設をもうちょっと増やすこともできないものなのでしょうか。その辺いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 今後条件とか整えば、今この4施設だけというふうなことに

はこだわるものではないと思いますので、今後目的が明確で、あくまでも庁外のその施設のほうから持ち出ししないのであればということで改めて考えていきたいというふうには思います。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 戻りまして①の当市のサービスに係る経費の状況についてですが、月額7万3,370円、年額88万440円ということで、毎月この無線LANには費用がかかっていると。ただ定額制で、従量制ではないので、使えば使った分お金が高くなるわけではないということで、やはり市民にこの無線LANをどんどん使ってもらいたいと。使うということが大事だと思っています。②の提供場所についてなんですけど、公衆無線LAN規約第1条の目的に合致しているというようなことでございますが、これについては、国からの公衆無線LAN環境整備支援事業を活用されていると思われるので、対象拠点については問題はないと思うんですけど、私としてはこの提供してる場所っていうのがちょっといま一つここでいいのかなとちょっと疑問に思っています。例えば平川市本庁舎2階ロビー付近というのがありますが、例えば災害起きたときにこの建物ももしかしたら崩れて使えないかもしれない。そういったときに使えるものなのかどうかちょっと疑問なんですけれども、その辺は何か考えられたのでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 本庁舎の倒壊の部分では、想定はしておりません。本庁舎については設置する場所が2階だけではなくて、1階2階それから3階はなしで4階というふうなところでの場所については設定しております。ただ繰り返しますけれども、倒壊した場合当然使えなくなりますが、倒壊は想定していませんということです。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） そういうところも考えて設置すべきなのじゃないかなというのが私としての思いでございます。

あと文化センターや尾上総合支所でもエントランスという形になってはいますが、ほかの自治体の事例を見ますと、図書館及び図書館で勉強する机の辺りに公衆無線LANのアクセスポイントを設置して、勉強などで使ってもらおうと。今平川市の教育委員会では、デジタル化をかなりタブレット端末も使ってやっているということもあるので、私としてはこういう図書館などにも使ってもらおうように、使えるような場所に置くべきではなかったのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 葛西勇人議員御指摘のように文化センター、尾上総合支所のエントランスの部分ということで、やはり使用できる範囲も大体決まっておりますので、ちょっと図書館までつながらないというふうな状況もございます。今後、Wi-Fiの環境のほうも整備していきますので、貸館の業務のところでは利用がなければ、そのWi-Fiのほうも図書館に関しては活用したりして考えていきたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 先日尾上の図書館に行ったときに、いまだにビデオとかCDとか古いものが置いてあったんですけど、それをパソコンとか自分のを持って行って、

そこでネットでいろいろ調べるといふふうにしたほうが、これからいいと思いますので、ぜひともそういう意味で子供たちが勉強しているであろう場所とかですね、そういったところにはW i - F i を設置してもらいたいと思います。

次に③の活用策についてなんですけれども、管財課の電算係より当市の公衆無線LANの利用者数を教えていただきましたところ、令和元年12月から今年の8月までの21か月で利用者数が1万1,850人、一月で平均564名で、一月を30日計算すると1日19人ということで、コロナ禍であることを考慮しても私としてはかなり少ないなというふうに思っています。私としてはまず、利用促進のために、無線LANが使える場所の周辺である、ここで使えますよというようなことを示す看板とかをもっと大々的に市民や観光客に分かるように設置するべきではないのかなというふうに思っていますので、その辺のところはぜひとも御検討いただきたいと思います。

あと県外の自治体の事例では、市内の観光地を巡るスタンプラリーとかをスマートフォンのアプリとしてつくって、それをそのW i - F i 設置している箇所に行って、要はスタンプを押してもらおうと。そして地域の観光地を巡ってもらおうとか、そういうことでうまく活用している事例もあるんです。

先ほど効果のポイントのところでもいろいろ資料として挙げさせてもらいましたけれども、ぜひともそういった事例を、観光協会等も含めて連携して進めていただきたいなと。検討してもらいたいなと。例えば当市の場合に謎解きラリーとかそういったものも結構やられているので、そういったものもうまく活用するようにできないものなのかなというふうに思いますが、その辺についてはいかががお考えでございますでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず葛西勇人議員から提案のあった利用者が少ないということに関しましては、今後周知に努めてまいりたいというふうに思います。様々な形で、看板もあるでしょうし、ホームページとか広報とかいろいろとありますので、そちらのほうで周知はしていきたいと。また観光関係、観光協会とも連携しながらということで、その公衆無線LANの利用についてのことは当然のことなんですけれども、私も確かに少ないというふうには認識しておりましたので、今後先ほどの同じように周知のほうは様々な形で、広報とホームページということになるんでしょうけれども、やはりそのあとすぐホームページからも入っていけるようなQRコードとかも活用しながら進めていきたいなというふうには、災害の部分、それから観光の部分も含めて検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） あとですね、やはり防災の点でも利用促進していただきたいくて、例えば災害が起きたときに公衆無線LANにつながってる外国人の方々、観光客の方々に、例えば今こういう地震が起きたよとか、どこどこに避難してくださいとか、そういったアプリケーションなども作って活用すべきじゃないかと思いますけれども、その辺は御検討されてますでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 先般いろいろと防災関係の中でも話したんですけども、やはりホームページから直に飛べるのが一番、皆さんの目につくし使えるんじゃないかとい

うことで、やはりそのQRコードをうまく活用していきたいというふうには考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） あと④の接続時間セキュリティー面についてですが、まあセキュリティーについては分かりました。実はむつ市のホームページを見たときに、むつ市ではフィルタリングシステムで有害サイトの閲覧を制限しているということが書いてあったんですが、恐らくですね、古い情報だと思われるので、今は制限できないということになっている、物理的にはできないということなので、やっぱりその教育の部分ですね、そういったところを徹底してもらいたいと思います。

あと接続時間なんですけども、平川市では1回60分でそれが1日は無制限に使えるというようなことになっています。そこについて10市の状況調査しましたところ、当市と同じように実施しているところが多いんですが、例えば60分を3時間としている弘前市とか、60分であるけれども1日の接続回数を3回までにしているところとか、あと八戸市だったかと思うんですが、施設の開館時間内での利用は可能だといったところがありました。実は公衆無線LANの利用方法について先般ですね、まちづくり懇談会である市民の方から1回60分ごとにインターネットに接続し直すのは面倒なのでもっと接続時間を長くしてほしいという要望がありました。変なサイト見ているというよりは、恐らく仕事をしている中で見ているところで急に切られてしまって、ちょっとその辺のところ面倒くさいというようなことだと思うんですけど、先ほど60分にしている意味は分かったんですけども、さらに伸ばす、長くするというのも考えられないものなのかどうかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 今葛西勇人議員の御質問の内容も十分理解できるんですけども、やはりうちほとしても広く市民の皆様に使ってもらおうということと、やはり有害な部分での使い方というふうなことも考えますと、やはり60分というふうなことで考えております。ただ60分経過した後も一度Wi-Fiのところで入ってしまいますと次も簡単にすぐもう一回入っていただけますので、そんなに手間はかからないはずですよ。ただどうしても、仕事していると途中で中断されるという部分に関しては当然利用者の方に御不満が残る部分あるかもしれませんけれども、こちらとしてもある程度利用者の方に使いやすくというふうなことで考えてございますので、ある程度の制限も設けないと歯止めが利かなくなるというふうな部分もありますので、何とか60分というふうなことで考えていきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 公衆無線LANサービスの有効活用というのは先ほどお話ししましたとおり、当市の地域活性化にきっと役立ちますので、設置したからいいというようなことでなくて、その利用促進策を今からでも結構ですので積極的に検討していただきたいと思っております。特にこれからアフターコロナということで市外からたくさんの観光客が来ると思っています。外国人は必ずスマホを持って調べて、情報を入手しますので、インバウンドにおいてもこの公衆無線LAN環境というのは大事になってくるわけですので、ぜひともその利用促進策を積極的に検討していただくことをお願いしたいと思

ます。

それでは、次に、3. 平賀多目的広場の照明設置・人工芝化の実現可能性について質問をいたします。

資料4を御覧ください。

令和3年第2回平川市議会定例会において、私からサッカーなどの運動競技で通年利用でき、またいつでもスパイクの使用を可能とするため、平川市陸上競技場のインフィールドの人工芝化を提案させていただきました。それに対して、前回の令和3年第3回定例会において、平川市陸上競技場を公認競技場として維持するために105ミリメートルの人工芝にする必要があり、その費用としてt o t o助成金を活用しても約4.9億円という莫大な費用が発生するとの答弁でございました。ただし、現状の天然芝において中学校3年生以下のスパイク使用は、練習・試合にかかわらず許可を頂きました。早速競技団体に報告しましたところ、サッカーには105ミリメートルの芝は長すぎて適さない。中学校3年生以下のスパイク使用を許可されても、実際にはそれで練習をすると芝が荒れるため、当市より整備のために一定期間使用禁止措置が取られることとなり、その間練習できなくなる。したがって、実質的にはスパイク使用を制限せざるを得ないとの回答がございました。

再度、当市内の運動施設の中で、照明設置・人工芝化の実現可能性のある施設を再検討したところ、照明設備用の配管が既に準備されている平賀多目的広場が適しているのではないかと、ということになりました。そこで、平賀多目的広場への照明設置と人工芝化について、まず、①費用面以外で課題となることはないか。課題がある場合はどのような課題があるのかお知らせください。

また、②初期コスト・ランニングコスト並びにスポーツ振興くじ助成金いわゆるt o t o助成金についても併せてお知らせください。

さらに、照明設置と人工芝化の実現の可能性について、市の見解を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 平賀多目的広場の照明設置と人工芝化の実現可能性についての御質問にお答えをいたします。

平賀多目的広場は平成27年と平成28年の2か年で整備され、平成29年5月より供用を開始しており、ソフトボールや野球・サッカー・グラウンドゴルフなどで使用されるなど、多目的に利用されている施設となっております。

照明設備については、将来的に設置できるよう建設当初に配線のための配管等の整備はしてはしましたが、初期費用が多額であり、現在のところ設置の用途は立っておりません。また、人工芝化についても、陸上競技場のインフィールドの人工芝化と同様、設置については難しいと考えております。

初期コスト等の御質問については、教育長が答弁いたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私からは、平賀多目的広場の照明設置と人工芝化にかかる初期コストについてお答えいたします。

平賀多目的広場への照明設置については、施設としてはサッカー以外にも野球やソフトボールでも利用可能なことから全部で12基の照明設備が必要であります。初期コスト

としては約1億7,000万円が見込まれます。t o t o助成金としては、スポーツ施設等整備事業により、補助金額が2,000万円となっております。また、ランニングコストについては、年間の電気料金が約150万円程度かかる見込みとなっております。

人工芝化については、現在の天然芝の面積がおおよそ1万5,000平方メートルあって、これに65ミリメートルのロングパイル人工芝を設置した場合の初期コストとして、約3億6,800万円、t o t o助成金としては人工芝生化新設事業により補助金額が4,800万円、またランニングコストは5年ごとにゴムチップ補充やかきほぐし整正などで約750万円が見込まれます。

最後に、照明設置と人工芝化に係る費用面以外での課題についてですが、現時点では、費用面以外の大きな課題はございません。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） ちょっと1点だけ確認です。照明等設置の場合t o t oの助成ってというのは幾らになるんですか。ないんでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 照明のほうについては、2,000万円となります。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） すみません、ちょっと聞き漏らしてしまったものですから。ありがとうございます。まず費用面以外の課題はないということが分かりました。それでですね、やっぱり一番の問題は価格かな、費用面なのかなというところがございます。資料4にも記載しましたがけれども、弘前市の運動公園球技場人工芝照明等設置事業というのがございまして、弘前市さんのほうから情報提供いただきましたところ、工事費が2.6億円、t o t o助成金が0.4億円、合計2.2億円、照明等設置が0.8億円、t o t o助成金が0.2億円、そして合計が0.6億円ということで、2.8億円ということでございました。人工芝化については、弘前市の場合は約1万700平方メートル、芝の長さがロングパイル62ミリメートルというところが、当市との違いがあるのかなというふうに思います。

あと照明等設置のところなんですけど、弘前市のほうは照明等が高さ20メートルの4基、当市の場合はたしか高さ15メートルの12基ということだと思います。あと照度については弘前市は200ルクス、これは地方大会開催レベルと。当市の場合検討するのは100ルクス、練習用の明るさぐらいということでお話を伺いました。そこに差がちょっとあるのかなというところがございます。

実は先日、グラウンドを人工芝に改修しました東奥義塾高校にお邪魔をしてお話を伺ってまいりました。東奥義塾高校では、照明ではないんですけど人工芝化だけの話なんですけど、工事費が8,200万円、t o t oの助成金は使用していないということで、芝の面積が約8,900平方メートル。芝の長さがロングパイル55ミリメートルというようなところでございました。恐らく東奥義塾高校の場合と当市と弘前市の違いがあるのが、グラウンドの下層の部分、芝の下の部分なんですけど、当市及び弘前市の場合は碎石路盤とか開粒度アスコンとかでならした上に芝を敷いていると。で、東奥義塾高校の場合は土の上に砂利を敷いてその上に芝を引いているということで、多分その辺のところのコストの違いはあるのかなと思います。ただしお話を伺うとそれでも十分使えるということで。メンテナンスの費用もほとんどかかからない。弘前市の場合は機械を買って自分

たちでやってるので、メンテナンス費用かからないということでしたので、平川市も約3年から5年、多分750万円ぐらいかかるっていうのであるんですが、その辺のところもコストの部分については最初の見積りだと思うので高いんですけど、恐らくいろいろと購入先だとか、何ていうんですか、入札とかすれば下がっていくのかなと私なりには思います。ただ1億円は超えるだろうなというところは思います。

そこで実は東奥義塾高校さんに人工芝化したメリットについて伺ってきたんですけど、もちろんサッカーでスパイクを履いた練習することができるよと、通年できますということですね。雪がちょっと降っても片づければすぐできますというような話がありました。あと大雨が降った日でも次の日には使用が可能だということですね。あと大学やクラブチームも練習で活用してくれると。さらにサッカー部員が増えたというようなこと挙げておりました。あとですね、ラグビー部や運動会での利用、あと地域住民のレクリエーションの場としても活用されるということで、サッカー以外での活用も広がっているというようなお話がございました。コストについては市長がおっしゃるとおり確かにかかるとは今の試算で分かるんですが、長い目を見たときに市民にとっては非常に良い効果が出てくるのではないかなということを私は考えております。人工芝にすると基本的に15年ぐらいは使えるので、投資としては高いかもしれないけど長いスパンで見るといいのかなというふうに考えています。

当市では平川市スポーツ推進計画で市民が生涯にわたってスポーツに取り組む環境づくりに努める、健康づくりのほかに次世代を担うアスリートの発掘・育成のため、スポーツ活動を積極的に推進するというふうに定めています。さらにこういった運動施設の整備は市民の健康増進につながるのみならず、市内のクラブチームを強くして、それに伴って市外からもさらに選手や指導者などが集まってくる。そして人口増加とにぎわい創出が期待できるのではないのかなというふうに私は考えます。

以上のことを踏まえますと、今までのちょっと検討から人工芝化における費用面以外での課題はないと思いますので、費用面の解決とあとはトップのほうで必要性があるかないかの判断が必要ではないのかなと。そこで最後にですね、改めて平賀多目的広場の照明設置・人工芝化の必要性の有無について市長と教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員から御指摘のように、平川市ではスポーツで元気なまちを目指しており様々な施設整備をしてまいりました。多くの市民の皆さんがそういう施設を活用することによりスポーツ競技力の向上のみならず、市民の健康増進につながることは確かでございます。そういう意味合いを込めて、今まで運動施設を整備してきたわけでございます。その中であってさらに今人工芝化してその経費を負担していくということにつきましては、現在当市では長期総合プランに基づきながら様々な施設整備、今まであった運動施設や教育施設の改築に取り組んでおります。そういう時期を迎えた中であって、様々な助成事業を活用しながら整備をして、まだまだこれから計画しております整備は多くございます。限られた財源の中でどういうふうな形で平川市の未来に向けたビジョンをつくりながら施設整備をしていくのかというのが肝要になると思いますので、今計画にあるものをまずどのくらいの予算の範囲内でできていくのか、またそれが今後どういうふうなランニングコスト、運営費用がかかっていくのかというのをも検討し

ながら今進めているところでございますので、今すぐ運動施設、平賀多目的広場を人工芝化する、あるいは新たな照明を設置するというような考えは持っておりません。あとのことに関しましては教育長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 東奥義塾高校さんのように波及効果、そういうものは出てくるものと考えられます。市民の将来に向けて、あるいは健康、そういうことを考えた場合にも、ある程度の効果は上がっていく、影響していくのは分かります。芝生に関しては、現在一定期間制限されるとあるんですが、春先、5月上旬連休前あたりまで、ある程度芝生が生えそろう、そこまで制限してるとということが一番大きいのかなと思います。それ以降は普通に芝生で練習等やっていると認識しております。

それから照明に関しては、全然やるところがないというのであればこれはやっぱり考えていくべき、子供たちのためにも、市民のためにも、チームのためにも、サッカーのためにも。でも現在使えるところが陸上競技場、照明あります。それから尾上球場も利用できます、照明。それからさらにひらかドーム、これは冬も、土ですが照明の中でやれるということで、現状をうまく利用しながらやっていただくのがいいのかなと、考えております。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） この質問をするときにですね、一つやっぱり念頭にあるのがスポーツを推進していくのは当市の基本的な理念、市長もそういうことおっしゃってました。で、今ですね、野球とかソフトボール、あとバレーボール、ソフトテニス、陸上、ここはですねもう完璧に練習できる場所っていうのが整備されているんですね。例えばその尾上の野球場の隣にサブ球場造りました、あそこ尾上の多目的広場です。あれも結局野球、ソフトボールができる環境の場所になるんですね。サッカーは先ほどから言っておりますけれども、スパイクを履いてできる場所が制限されている。あとその照明もあるところも制限されているということで、アスリートとして活躍するための練習の場所っていうのがないのかなと私は思っているんです。先ほど話しましたけども、東奥義塾高校もそうですし弘前市もそうですけれども、やはり人工芝化することによって活用の範囲がかなり広がっているということがございます。私としてはやはりその点を踏まえて今から、今すぐ造れっていうわけではないんですけど、長期総合プランの中にでも載せてもらえないのかなと。当市の場合財政的にも毎年5億円ぐらいの財政調整基金が出ているわけですよ。そう考えたときにぜひともそういったものを造ってもらえないのかなと考えているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 葛西勇人議員のサッカーにかかる情熱といいますか、そういう思っているのはよく分かりました。ただ先ほども申し上げましたとおり、当市においては今後長期総合プランの中で整備すべき学校施設、あるいは庁舎移転による尾上庁舎あるいは健康センターの整備、また今後多くの施設整備等しなければならない予定のものがたくさんございます。先ほど限られた財源と申し上げましたが、それらを全て出していくというわけにはいきませんので、ある程度、財政調整基金、いわゆる災害等に対応する基金残高を残しながらそれらの整備を進めていくということでございますので、現

在優先すべき事項が解決した後にじゃあどうなるか、どのぐらいの基金残高があって、市民の皆様の利便性向上につなげることができるのかということも考慮しながら、その辺のところは今後の課題として考えてまいりたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 葛西勇人議員。

○1番（葛西勇人議員） 先日アスリート呼んでスポーツ教室開かれました。サッカーの選手が来たときに100人以上子供たちが来て、やったと伺っています。やっぱりサッカーでもそのぐらいの人数がいるということなので、私としては個人的にサッカーだけに情熱燃やしてるわけではないんですけど、全体のバランスの中でぜひともサッカーにもやはりそういう練習できる環境をつくってもらいたいというのが私のお願いでございます。ぜひともですね、スポーツに力を入れている長尾忠行市長に実現してもらいたいというのが私の思いで、今年3回質問させていただきました。繰り返しになりますけれども、健康づくりのほかにも次世代を担うアスリートの発掘・育成のためにスポーツ活動を積極的に推進して欲しいということで、ぜひとも、いつでもどこでも誰でも利用できるスポーツ施設のさらなる環境整備をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 1番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2席、12番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

（原田 淳議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員の一般質問を許可します。

○12番（原田 淳議員） ただいま、議長より一般質問の許可を頂きました、第2席、議席番号12番、原田 淳です。通告どおり順次質問をしてみたいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まずお礼を申し上げます。令和2年第4回定例会において一般質問いたしました防犯灯の設置につきましては、平賀東中学校から沖館町会へ向かう新館りんごパッケージセンター側に設置されておりました防犯灯、つまり子供たちが帰宅する道の左側となります。その防犯灯が河川を照らしていたことから、子供たちが帰宅する右側に移設していただきたいをお願いをしておりましたところ、最近移設していただきました。また、原田町会の子供たちが平賀西中学校に通う、石郷町会に向かう道路においては、防犯灯が電柱一本置きでの設置であったので、全ての電柱に防犯灯を設置していただきたいをお願いをしておりましたところ、早い機会に全ての電柱に防犯灯が設置されました。さらに県道大浪線バイパスのファッションセンターしまむらからあずまデンタルクリニックまでの通学路においては全く防犯灯がなかったのですが、藤野町会周辺から柏木小学校に通う子供たちのために、12本もの支柱を立てて防犯灯を設置していただき、誠にありが

とうございました。

それでは、通告に従いまして質問してまいります。1. 原油高騰による高齢者世帯・ひとり親世帯等に灯油代（福祉灯油）の一部助成について伺います。世界的な原油価格の高騰を受け、全国的に、ガソリンや灯油価格等が平成20年10月以来13年ぶりの高値で推移しており、暖房需要が必要となる冬場の家計に深刻な影響を与えているだけではなく、各産業の経営にも影響が出ているようです。灯油価格は昨年5月に一旦1リットル65円台まで下がったのですが、今年9月下旬以降に上昇し、青森県において灯油価格が1リットル100円を突破するのは平成26年以来7年ぶりとなりました。この傾向は今後もしばらく続くと言われてしています。

このことを受け、国では高騰するガソリンや灯油等の価格を抑制するために、石油元売会社に対して補助金を出し、その分だけ小売価格の上昇を抑えようと異例の試みを考えるなど、さらに、原油高抑制のため、国の石油備蓄の一部余剰分を放出する考えも11月24日に表明いたしました。放出量は、国内消費の二、三日分に相当する数十万キロリットルとなるようです。経済産業省が12月1日に発表した11月29日時点の青森県の灯油価格は1リットル103円77銭、我が家でも12月11日に灯油を配達していただきました。その価格は1リットル103円でした。原油高に伴うガソリン灯油等の価格高騰を抑制することができればいいのですが、なかなか簡単にはいかないのではないかと。

さて、このような灯油等の価格高騰により、数年前に、福祉灯油代の事業名であったかどうか忘れましたが、灯油代の一部を助成したと記憶しております。いつであったのか、また前回の助成の対象者はどのような方々で、さらにその実績の世帯数と1世帯への助成額、そして総額は幾らとなったのか教えていただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 議員御指摘のとおり、当市では過去に何度かこの福祉灯油を実施しており、近年では平成26年度に福祉灯油購入助成事業を実施しております。平成26年度は消費税が5%から8%に上がる際、急激な経済変動に対応することが困難と考えられる世帯に生活支援することを目的として実施したものであります。助成対象者及び実績については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長、答弁願います。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 平成26年度に実施いたしました平川市福祉灯油購入費助成事業の助成対象者及び実績についてお答えいたします。助成対象者についてですが、平成27年2月1日時点で平川市に住所を有し要件を満たす多子世帯、並びに65歳以上のみの世帯、障がい者世帯、ひとり親家庭等世帯のいずれかに該当する市・県民税非課税世帯となっており、かつ在宅であることを条件とし実施したところであります。その対象世帯数は1,942世帯、助成額は1世帯に対し一律1万円で、1,865世帯に総額1,865万円を灯油券により支給いたしました。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 対象者についてですけれども、多子世帯はどうなんでしょうか。例えば子供3人いる方々は対象になったと思っていますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 多子世帯についてですけれども、例えば子供が3人いて

保育所に1人、小学生が1人、中学生が1人いる家庭の場合なんですけれども、要件を満たした場合は、世帯の課税状況や年収にかかわらず助成対象としたところであります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 1世帯1万円、実績で1,865世帯に助成したので1,865万円。その財源の根拠を教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 平成26年度に実施いたしました灯油購入費助成事業の財源につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を財源といたしまして1,865万円全額を充当したところであります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 地域緊急支援等の交付金で賄ったということで答弁ありました。これについてですね、市からの持ち出しっていうのは全然ないというわけですね。その辺お聞きします。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 1円単位まで全て交付金で来たということではなくて、端数計算しますと、7万円ちょっと市の持ち出しがありました。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 金子恭之総務相は11月12日の記者会見で、原油価格の高止まりを受け、各自治体の実施する生活困窮者への灯油購入助成などに対して、特別交付税の措置を講ずると表明しました。各自治体のガソリンや灯油などの価格高騰対策に対して財政支援をすとしております。当市においても、高齢者世帯やひとり親世帯等の生活困窮者に灯油代の助成をしていただきたいと思っておりますが、その考えはあるのかどうかお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 原田 淳議員御指摘のとおり、国では地方自治体が行う生活困窮者に対する灯油購入費の助成と原油価格高騰対策に要する経費に対して特別交付税措置を講ずることとしております。当市におきましても、国の動向を注視しながら、冬季における生活困窮者世帯の経済的負担の軽減を図るため、事業の実施に向けて今準備を進めているところであります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 実施する予定だと。で、事業今進めていると。その対象要件とその世帯数、助成額は1世帯幾らとし、その総助成額は幾らとなる見込みなのかどうか教えていただきたいと。また仮称福祉灯油を実施するとしたならば、もう既に12月中旬です。これからさらに寒くなります。生活に困っている方に対してスピード感を持って支援の手を差し伸べていただきたいと。できる限り早い時期に、例えば来年の1月末までには実施していただきたいと思っておりますが、可能でしょうか。また、さらにですね、その予算措置は、多分無理だと思うんですけども、今議会中に行う考えはあるのかどうか、いやそれとも専決で行うんだということなのかどうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 灯油購入費助成事業の内容及び実施時期についてお答えをいたします。11月19日に閣議決定されました、コロナ克服新時代開拓のための経済対策におきまして、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付することとしており、当市におきましては、この給付金に合わせて灯油購入費として1万円の助成を上乗せして給付したいと考えております。これはスピード感を持って対応するということであります。対象世帯の要件については国の10万円給付対象者と同じ住民税非課税世帯を対象とし、世帯数は約4,000世帯、1世帯当たり1万円とし、総額は4,000万円を見込んでおります。なお、予算措置につきましては非課税世帯への10万円給付に関する国の補正予算成立後になるため、今議会での予算措置は残念ながら難しいと考えております。また、実施時期については灯油価格の高騰により生活環境が厳しくなっている方々に対し、できるだけ早急に支援できるよう準備を進めたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） できるだけ早く、灯油1万円ですね、支給していただきたいと、助成していただきたいと思っております。これについては終わります。

次に2番に入ります。2. 小・中学生の不登校の実態とその対応について伺います。不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的または社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない長期欠席の状況が続くことをいうようです。非常に難しく、かつ複雑なことを質問すると思っております。このことに対して少しお聞きしますので、答弁はできる限り簡潔にお願いをいたします。

さて、文科省は2020年度の問題行動・不登校調査で、新型コロナウイルスにより学校に様々な影響が出ていることが浮き彫りになっていると報道しておりました。制限続きの学校生活において、漠然とした理由の不登校が増加しているといえます。子供同士の接触減少で減ったとされるいじめは、感染対策に追われる教員の見逃しの可能性も指摘されています。孤立感を深める子供たちと多忙化に拍車がかかる教員、学校現場に新たな課題が重くのしかかっていると。これは他県のことですが、昨年6月、ある中学校で休校明けに不登校になった女子生徒に対して、教員がその理由について聞くと、何となく不安と言ったと。いじめなどのトラブルはなく、学業や友人関係に目立った問題もないようで、それでも教室に入れない日が続いたといえます。このようなケースは珍しいことではなく、小学校の先生は具体的な理由がない不登校が増えたと感じていると。感染対策で多くの学校行事が中止になり、給食も黙って食べる、我慢だらけで学校が楽しいと思えなくなっているのではないかと指摘しています。さらに文科省が今年の10月に公表した2020年度の青森県の中学校の不登校生徒数は、1,000人当たり37.4人、小学校で1,000人当たり6.4人となっており、小学校に比べ中学校の不登校の多さが目立っているといえます。本県の中学生の不登校生徒数は2020年度で1,130人。2019年度に比べ13.2%増加しており、増加率は全国の3.8%を大きく上回っているといえます。当市において小学生、中学生それぞれ不登校となっている子供たちは何人いるのか、また在籍人数に占める不登校の児童生徒の割合を教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 議員御指摘のとおり、文部科学省では、不登校児童生徒を何らかの心情的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により登校しないあるいはし

たくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由を除いたものと定義しております。この定義に基づいた年間30日以上欠席している当市の不登校児童生徒数は、令和2年度では小学校6人、中学校13人となっております。また在籍人数は小学校1,380人、中学校694人ですので、在籍人数に占める不登校児童生徒数の割合は、小学校が0.4%、中学校で1.9%となっております。1,000人当たり換算しますと、小学校は4.3人、中学校は18.7人と、全国や県と比較すると大きく下回っております。当市では小学校・中学校とも、令和元年度より不登校児童生徒数が減少しており、新型コロナウイルス感染症の影響は少なかったと感じております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） なぜ不登校となってしまうのか、その原因や理由については、個々によっていろいろ違うと思いますが、どのようなことが挙げられるのかどうか。また、小学生と中学生とではそれぞれ原因や理由の違いがあると言われてはいますが、簡単にその辺を教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 不登校の原因や理由については、当市の例として、小学校では家庭の生活環境の急激な変化、それから親子の関わり方、学業不振、いじめを除く友人関係、生活リズムの乱れとなっております。傾向としては家庭内を中心とした生活の基盤に関わることが原因であるものが多いと捉えております。中学校では無気力、生活リズムの乱れ、いじめを除く友人関係、進路に係る不安、家庭内の不和、家庭の生活環境の急激な変化などとなっております。傾向として、学業、授業、それから進路、そういうことに気持ちを向けることができないことが原因であるものが多いと捉えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 児童生徒が不登校となったときに、その対応はどのように行っているのか。例えば子供の負担にならないように配慮しながら電話や手紙、または担任の先生が家庭訪問あるいは本人、両親等に学校に出向いていただいて話を聞くなりしているのかどうか。小学校低学年であれば、うまくその原因理由を説明できないと言われてはいますが、その対応はどうか。さらに中学校においてはなかなかその原因・理由について話をしないのではないかと思います。どうなんでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 不登校児童生徒に対しては、各校とも、電話での様子の確認や声かけ、家庭訪問などを行っております。原因や理由をうまく説明できない、あるいは話さない、そういう児童生徒もおりますが、保護者との会話や家庭での様子、登校していた頃の学校での様子などの把握から、原因や理由を究明してそれらを解消できるように学校で対応策を考え、粘り強く取り組んでおります。

また各学校での対応に加え、当市では主に3つの取組を進めております。

一つ目は学校対応の正確な状況把握と、指導助言です。毎月各学校から提出される報告書や、年3回の学校訪問などで不登校の状況やその学校対応を確認して、より適切な対応についての指導助言を行っております。

二つ目は適応指導教室の開設です。学校に登校できない子供たちが学ぶ場を確保して、

保護者も含めて教育相談にも応じています。

三つ目は関係機関との連携です。長期不登校傾向にある児童生徒については、自宅から外へ出ることもできなくなる場合もあります。そのような子供を次のステップへと進めるためには、心理的ケアのためのスクールカウンセラーの活用に加え、児童相談所、それから医療関係との連携が欠かせません。この連携をスムーズに行うため、調整役であるスクールソーシャルワーカー派遣、そういう事業の活用も推奨しております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 来れない児童生徒に対しては学校全体で対応しているということのようです。今教育長が家庭云々かんぬんと言っておりましたが、不登校となる原因や理由について、文科省では、学校に関わることも家庭に関わることの割合が高いという結果が出ていると公表しております。学校に関わることで最も多いのは、いじめを除く友人関係をめぐる問題で、高学年になるほどこのことへの問題を抱え不登校となるケースが多いようです。これに次ぐのは学業不振。高学年になるにつれ学習内容が難しくなり、学年が上がれば授業の速さが増すことから、授業についていけないなどの理由で不登校になるケースがあるようです。先ほども言いましたが、文科省によりますと、小・中学生の不登校は、家庭内の事情が最も多く子供に大きな影響を与えているようです。家庭内に原因・理由があったとしたならば、教育委員会、学校においては非常に難しい分野に立ち入ることになるのではないかと考えております。このようなケースにおいては、どのような対応をしてきたのかどうか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 議員御指摘の家庭内の事情が要因の場合は、学校だけの対応では限界がありますので、関係機関との連携が欠かせません。そのような場合は学校からの要望を受けて、児童相談所、それから医療機関、市の健康福祉部、スクールソーシャルワーカーなどが対応について協議するケース会議を開催しております。その会議で決定した対応方法をそれぞれの機関で行っております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 最後になります。今教育長が言っていましたスクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー等については、県でも充実を図っているということで、ぜひ相談していただきたいというようなことが言われております。このことも活用してですね、児童生徒の不登校がなくなるよう、最善を尽くしていただきたいと思っております。これについては終わります。

3. 消防団について伺います。①消防団員数について。令和3年4月1日より、消防団員の定数は760人から680人へ改正されたと思っておりますが、今現在の団員数を教えてください。総務省消防庁は今年の4月13日、団員が消火活動や災害救助に従事したときに支払う手当を出動報酬と位置づけ、1日当たり8,000円を標準額とし、また、団員確保のため、一般団員の年額報酬を3万6,500円とするよう、全国の各自治体に通知したと思っております。当市においては1日当たりの出動手当が1,500円、一般団員の年額報酬は2万5,000円。出動手当が出動報酬となり、年額報酬とともに消防庁の要請どおり引き上げる考えはあるのかどうか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは初めに消防団員の出勤報酬と年額報酬についての御質問にお答えをいたします。当市では令和3年4月1日より市独自に年額報酬の引上げを実施したところであります。その後、議員御指摘のとおり、総務省消防庁より令和3年4月13日付で消防団員の処遇改善を求めた通知が発出されております。この消防庁の示す出勤報酬と年額報酬の基準に合わせたさらなる消防団員の処遇改善へ向け、来年4月からの施行に必要な準備を今進めているところであります。消防団員数の御質問につきましては総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 消防団員数についてお答えします。議員御指摘のとおり、今年の4月1日より定数680人としており、令和3年12月1日時点での実団員数は638人となっております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 消防団員数について伺います。現在の団員数は638人。今後少子高齢化等で団員の増員は見込めないことから、地域防災力の低下となることが懸念されると思いますが、このことについてはどのような考えを持っているのかどうかお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 消防団員数につきましてはこれまでも国・県が進める団員確保対策を基本として実施しており、今回の団員報酬等の引上げにつきましても、国の進める団員確保対策の一つとなっております。しかしながら消防団員については年々減少しているのが現状であり、大幅な団員増は見込めない状況です。今後は消防団員の処遇が改善されること、消防団員が非常勤公務員として公務災害や退職金の対象となることなど、団員の待遇や福利厚生について十分に周知を図ることや、平川市内のサラリーマン団員が所属する事業者に対し、消防活動について理解・支援・応援を求める通知等を発送するなどし、団員の確保に努めていきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） りんご農家の消防団員の方であれば、ほとんどの方が自宅で仕事をしており、火災等が発生したときには平日でもすぐに走ってきて消火活動へと出動しております。一方、稲作農家の方の多くは兼業農家で、会社勤めの方が多いことから、平日であれば簡単には火災現場に駆けつけることができないようです。このことについては、当局も理解してらると思っております。今部長が言ったように、会社のほうにそのようなお願いの文書を出すとかするということでしたので、このことは分かります。よろしくお願ひしたいと。

さて、市職員あるいは他公務員等で今現在消防団となっている方がいるのかどうか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 原田 淳議員御質問の平川市消防団に所属する公務員についてですけれども、まず現在の消防団員の入団当時のデータとなりますけれども、公務員は11名となっております。また平川市職員の入団状況についてですが、平川市消防団員が5名、黒石市消防団員、大鰐町消防団員が各1名、合わせまして7名となっております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） いま一度団員についてお聞きします。今後ですね、団員の減少により市職員や他公務員等を団員として積極的に入団を勧誘する考えはあるのかどうか。もし、市職員等が団員となった場合には何か問題があるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 市職員が消防団に加入する場合には、地元の分団へ入団することになります。消防団活動は職員の勤務時間外となるものが多く、市が入団を強制できるものではありません。ただし、自ら地域の防災活動へ参加したいという意識を持った職員が入団を希望する場合には、特段の事情のない限りは市長了承の下許可しております。消防団活動による市職員のけがについては、通常の消防団員と同様に公務災害が適用されることとなります。また市職員に対しての報酬についても、一般の団員と同様となります。国税庁からの通知によりますと、年額報酬が5万円以下の団員の場合には所得税を非課税とし、年額報酬が5万円を超える場合や出動報酬が支払われた場合には源泉徴収がされる見込みであり、市職員に限らず確定申告が必要となってくる場合があります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 全国の市町村だと思います。ちょっと忘れましたが、これ地方自治体で消防団を組んでいるところがあると思います。そのようなことから、あまりにも団員数が少なくなることようなことであればですね、そのようなことも検討しておく必要があるのではないかと思います。このことについては答弁は要りません。

2番目の出動報酬、年額報酬について伺います。一般団員の年額報酬を3万6,500円に引き上げるのであれば、団長はじめ他の階級の団員の報酬はどうなるのか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 国の中間報告では、団員については年額3万6,500円を基準的な額とし、それ以上の階級のものについては、各市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡の取れた額とすることと示しております。当市としては、令和3年4月1日現在の団員の報酬額と各階級の報酬額とのこれまでの金額の比率を参考とした案につきまして、現在検討しているというふうな状況でございます。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 検討していると。分かりました。出動報酬について伺います。火災等で出動すれば8,000円を支給するといいますが、例えばですね、火災等で出動したとその現場によっては放水等行うことができないこともあるわけです。さらに現場に駆けつけたが既に鎮火していたなど、いろいろなことが予想されます。そのことに対しての出動報酬の支給方法はどのようなふうを考えているのか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 議員御質問の出動報酬の考え方ですけれども、国の通知によれば1日当たり7,000円から8,000円を標準的な額とするが、短期的な出動などについては、業務の負荷や活動時間を勘案し、標準的な額と比較して均衡の取れた額となるよう

取扱いすべきとしております。当市としてはこの通知を踏まえ、1日の出勤報酬については8,000円を基準としまして、活動時間が4時間未満の場合には4,000円、誤報などで現場に到着したが活動することがなかった場合には半額の2,000円の支給とするなど、活動時間に応じた支給について検討しているところであります。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） まだ曖昧なところがあるようですね。今まで年額報酬や出勤報酬の支給については団員個人ではなく、各分団に支払っていたと思っておりますが、どうでしょうか部長。これ問題があるのではないかと考えております。国では、各自治体から直接、団員個人へ支給するよう求めていると思っておりますが、今後のこの支給の対応についてお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 団員報酬等は個別支給に変更することを考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） ぜひ個人支給をしていただきたいと思っております。団員数638人もの個人に年額報酬、出勤報酬を直接支給するとなればですね、大変な事務量になると考えます。さらに、全ての団員への年額報酬、出勤報酬に対して所得税を徴収、これ5万円以上って言いましたね、さっきね。5万円以上所得があれば所得税を徴収しなければならないと思っております。年額報酬は一人一人決まった額となっておりますが、出勤報酬についてはそれぞれ違うわけです。3回出勤した団員もいれば1回しか出勤しない団員もいるわけです。六百三十数名を精査し、さらに税額を差し引いた額を団員へ出勤報酬として支給することになると思います。そのことにより団員によっては確定申告する方もいると。そうなりますと、5万円以上の収入があった団員へ源泉徴収票も送付することになるわけですね、部長。このことから、個々へのそれぞれの報酬額、さらに徴収税額などに間違いがあってはならないことです。このことに対して、どのような方法で対応しようとしているのか。例えば膨大な事務量となることから、あり得ないんですけども、職員1人を増員するとか、あるいはそのためにシステム等の導入を考えているのか、その対応についての考え方をお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず事務量等の増について、システム的な手法も取っていくのかというふうなお考えでございますけども、まずですね、団員へ支給する出勤報酬、年額報酬からの所得税徴収につきましてお答えします。消防庁からは、出勤報酬及び年額報酬につきまして、所得税徴収の対象とする方向で検討している旨の通知があったところです。所得税徴収を行った場合には、団員への個別支給事務につきまして、団員全体の出勤状況の管理、入退団の管理、口座の把握、源泉徴収票の作成など、多くの、原田 淳議員御指摘のとおり事務の増加が懸念されているところです。これまでは、職員の手作業により支給事務を行っておりましたが、個別に金銭を支給する事務が膨大に増えることから、専用のシステムを導入することにより、事務処理ミスの起こらないよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） 今システム導入等考えていると聞きました。ぜひ考えていた

だきたいと思います。

最後になります。火災災害等が発生した場合、現場に向かう際、ポンプ自動車へ乗り遅れたとか、ポンプ自動車の乗車人員が増となったため、自家用車で現場に出動した場合の交通費などの支給はどのような考えを持っているのか。またそのときに運悪く事故起こしてしまった場合、どう対応するのかお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 自家用車で出動する件につきましては、まず火災発生時においては原則として各部の車両に乗車し出動することとしていることから、私用車での出動における費用弁償については想定しておりません。また私用車の事故につきましては通常の事故と同様に、自身が加入する自動車保険での対応となりますので、その事故に関しては個人での対応というふうな形にはなりません。

○議長（桑田公憲議員） 原田 淳議員。

○12番（原田 淳議員） どうもありがとうございます。ちょっと聞き足りないような感じがしますが、これで終わります。どうもありがとうございます。

○議長（桑田公憲議員） 12番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、10番、山田忠利議員の一般質問を行います。

山田忠利議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

山田忠利議員、質問席へ移動願います。

（山田忠利議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員の一般質問を許可します。

○10番（山田忠利議員） 第3席、議席番号10番、誠心会の山田です。ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。質問は一問一答方式です。

去る10月2日、碓ヶ関久吉地区で熊に襲われ地域住民が死亡した被害が発生しました。早朝の散歩中の事故でした。日課の散歩だったが、運悪く栗を食べていた親子熊に出会った事故でした。付近は熊の多いところで、けがをした人も少なくないが、死亡したのは初めてであります。その日から周辺は厳重警戒をし、箱わなを設置したり、猟友会員の見回り等を続けていますが、発見には至っておりません。私も現場に何回か行ってみましたが、全くその気配がありません。地域ぐるみで熊被害を出さないように呼びかけをしている毎日です。また、事故の翌日、市長、副市長や関係する多くの職員の皆さんが献花するなどのお悔やみを頂き、地域を代表する者の一人として心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。

質問に入ります。1. 鳥獣害対策について。一つ目は熊・イノシシ・猿・鹿の実態についてを伺います。二つ目は、狩猟組織への援助についてを伺います。

まず①熊・イノシシ・猿・鹿の実態について伺います。全国的に鳥獣被害が発生して

いるが、碓ヶ関久吉地区でも熊による死亡人身事故が発生した。今後もこのような被害が発生しないか心配されます。そこで、当市における令和3年度の熊・イノシシ・猿・鹿の出没状況、被害状況について伺います。

二つ目の、狩猟組織への援助について。鳥獣被害を防止し軽減するためには、狩猟組織に対しさらなる支援が必要であります。まずは、市が設置する平川市鳥獣被害防止対策協議会の組織概要、また、市に目撃情報があった場合の連絡体制と対応方法について伺います。

次に、平川市鳥獣被害対策実施隊員に支払われている活動報酬には、わなの見回りや捕獲活動の際の車代、また、わな用の餌代も含まれているのか。これらが相当な負担になっていると聞いているため、別に支援するべきと考えております。

最後に、狩猟組織が高齢化している状況を踏まえ、若い人の加入促進のため、猟銃の購入費に対しても助成すべきと考えるが、市の見解を伺います。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 山田忠利議員御質問の鳥獣害対策についての御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、鳥獣被害は、農山漁村の過疎化や耕作放棄地の増加により、生息域が拡大するなど中山間地域を中心に深刻化し、全国的な問題となっております。当市においても、先ほどお話がありましたが、今年10月に碓ヶ関久吉地区で熊による死亡事故が発生し、8月には東部地区でニンジンへの被害が多発するなど、深刻な問題となっております。被害が全国的に多発している中、他の自治体も様々な取組を行っておりますが、抜本的な解決には至っていないのが現状であります。鳥獣被害防止対策は「捕まえる」「入れさせない」「住ませない」といった3本柱が基本とされ、市といたしましても、今後も行政、地域、農業者が一体となって、被害防止に向け粘り強く取り組んでまいります。

令和3年度の市内における熊・イノシシ・猿・鹿の出没状況と被害状況につきましては、後ほど経済部長より答弁させます。

次に、狩猟組織への援助についてお答えをいたします。先ほども申し上げましたが、鳥獣被害を防止し、軽減するための一つの方法として、対象鳥獣を捕獲し、個体数を減らすことが有効とされており、捕獲活動を行う平川市鳥獣被害対策実施隊員やその母体となる猟友会がその一翼を担っているところであります。このため当市では現在4つの支援を実施しております。一つ目は、捕獲やわなの見回りに対する活動報酬の支給。二つ目は、わなや電気止めさしなどの備品支給。三つ目は、猟友会に対する運営費補助。四つ目は、狩猟免許と銃所持許可の取得費用に対する補助を実施しているところであります。狩猟組織への援助についてのこのほかの御質問につきましては、経済部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長、答弁願います。

○経済部長（對馬一俊） 私からは初めに、熊・イノシシ・猿・鹿の出没状況と被害状況についてお答えをいたします。出没状況につきましては、市に寄せられた目撃情報では、熊28件、イノシシ6件、猿1件、鹿3件となっております。

次に、被害状況のうち、人的被害につきましては、先ほどもありましたとおり、熊による死亡事故が1件ございました。

次に、農作物被害につきましては、熊によるニンジン、りんご、桃への被害が計14件で被害総額は約50万円となっております。

次に、平川市鳥獣被害防止対策協議会の組織概要についてお答えをいたします。この協議会は鳥獣被害の防止を目的に、平成28年度に市が設置しております。警察や猟友会、農協などの9名で構成され、わなや注意看板などの購入、平川市鳥獣被害対策実施隊員への活動支援を行っております。目撃や被害の情報があつた場合の連絡体制と対応方法についてであります。まずは、市役所関係各課、実施隊員、必要に応じて中南地域県民局、黒石警察署など関係機関と情報を共有いたします。その後、速やかに防災無線などによる注意喚起を行い、被害状況を確認した上でわなの設置やパトロールを行っているところでございます。

次に実施隊に支払っている活動報酬についてであります。捕獲活動やわなの見回りの対価として1時間当たり1,000円を支給しております。これは車代を含む賃金として支払っているもので、こちらには餌代は含まれておりません。議員のほうから、餌代も別に支援すべきではないかということでございますけれども、餌代につきましては、猟友会へ交付しております補助金などで対応していただいているところでございます。

最後に、猟銃の購入に対する補助についての御質問でございます。今まさに実施隊員の高齢化が進み、5年後10年後に向けて組織を維持していくためには、加入促進が重要であると認識しております。しかしながら、猟銃は、実施隊員としての活動のほか、狩猟期間には個人的な狩猟目的で使用できますので、こちらに対しての補助は難しいものと考えております。加入促進に向けた支援の在り方につきましては、猟友会との意見交換や他自治体の事例などを参考に、検討してまいります。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） 御丁寧な説明ありがとうございます。地域住民の安全と今後の取組としては万全を尽くしていただきたいと、このように思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目の質問に入ります。教育施設廃止後の利活用について伺ひます。一つ目には旧碓ヶ関中央保育園の跡地について伺ひます。二つ目は碓ヶ関小学校の移転後の跡地についてを伺ひます。

まずは一つ目の、旧碓ヶ関中央保育園の跡地について。現在、碓ヶ関小学校の改築工事と、碓ヶ関中学校の大規模改修工事が行われており、来年度は外構工事が予定されています。そこで、隣接する旧碓ヶ関中央保育園を解体し、校庭として使用する考えはあるかを伺ひます。

二つ目の、碓ヶ関小学校の移転後の跡地についてを伺ひます。市では来年度、旧校舎を解体する予定としているが、碓ヶ関地域の各種団体では、物置がなく困っている現状であるため、低学年の教室がある平屋建ての棟を解体せずに残して、物置として利用したいという声が多くあります。残すことが可能かどうかを伺ひたい。また、解体後の土地の活用方法はどのように考えているのか伺ひます。よろしくお願ひします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） まず、私からは旧校舎を解体せずに残すことが可能かどうかの御質問にお答えをいたします。

碓ヶ関小学校の改築事業は国の学校施設環境改善交付金を活用して事業を実施しており、危険改築というメニューで採択されています。危険改築の採択については、耐力度調査により老朽度が基準を下回った場合に採択となるものであります。したがって、対象となる建物が危険であるということで、改築工事完成後は速やかに取り壊すことが交付金の条件であります。こうしたことから、旧校舎については残すことはできませんので、御理解をお願いいたします。

また、旧校舎解体後の土地の活用方法については、現在のところ決まっておりませんが、行政改革大綱にもありますとおり、将来的に利用が見込まれない遊休財産につきましては、売却や貸付けを推進することとしておりますので、御理解をお願いします。

旧碓ヶ関中央保育園の跡地についての御質問は、教育長が答弁をいたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長、答弁願います。

○教育長（須々田孝聖） 来年度実施予定の碓ヶ関小・中学校の外構工事については、今年度実施設計を行っており、今月中に完了する予定です。その実施設計の中で、校庭部分に関しては、現在の中学校の校庭の面積で十分足りるという判断をしており、旧碓ヶ関中央保育園の敷地の利用については考えてございません。

○議長（桑田公憲議員） 山田忠利議員。

○10番（山田忠利議員） まあいろいろ地域の事情というものをこの場を借りて訴えていましたが、地域の活性のためにぜひ行政の理解の下で、手伝いしていただければと、このように、地域の皆さんを代表してお願いをして質問とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 10番、山田忠利議員の一般質問は終了しました。

次に、第4席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

（工藤竹雄議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番（工藤竹雄議員） ただいま、議長から一般質問の許可を得ました、第4席、15番議員の工藤竹雄です。通告により順次質問します。

1. 令和3年産米価下落に対する支援について。令和3年産米の概算金は対前年比で、まっしぐらでは、29.8%、3,400円減で8,000円。つがるロマンは、29.3%、3,400円の減で8,200円となりました。まず、農業収入保険への助成はセーフティーネット対策として、農業収入保険への助成を拡充して加入促進を図ることとした。米や大豆の生産者では、国の収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策も選択肢の一つと考え、このナラシ対策の概要についてお伺いします。

また、農業収入保険の概要について、加入要件である青色申告者の状況、そして、今回の農業収入保険への助成の拡充により農業者負担がどのくらい軽減されるのか。さらに現在の農業者数、対象者数の加入者件数等についてもお伺いします。さらに、水稻種子購入費の助成について、事業の概要についてもお伺いします。以上について市長に答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員御質問の令和3年産米価下落に対する支援についてお答えいたします。

まず、御質問のナラシ対策や農業収入保険についてであります。いずれも自然災害による収量減少や価格低下など、農業者の経営努力では避けられない農業収入減少を補填する制度であります。それぞれの加入要件の違いではありますが、ナラシ対策は対象となる農業者や農作物の品目が限定されるのに対し、農業収入保険は青色申告を行う農業者と全ての農作物を対象とする制度であります。

今回の米価下落を踏まえ、経営規模の大小によらず、農業者の方が加入することが可能な農業収入保険への助成を拡充させていただいたところであります。

セーフティネットや水稻種子購入費への助成につきましては、経済部長より答弁させていただきます。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長、答弁願います。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、ナラシ対策及び農業収入保険、水稻種子購入費助成の内容等についてお答えいたします。

まず、ナラシ対策の対象となる農作物は米、麦、大豆などとなっております。加入要件は、認定農業者や集落営農組織など経営規模が大きい方向けの制度でございます。補填の仕組みといたしましては、国が示す当年の収入額が、地域の標準収入額の5年間のうちの最高と最低を除いた平均を下回った場合、平均収入額の2割を限度に補填するものでございます。なお、国が補填の原資となる積立金の4分の3を補助することで、農業者負担は軽減されております。

次に、農業収入保険についてお答えいたします。農作物の品目を問わず農業収入全体を対象とするもので、加入要件は青色申告を行っている農業者となっております。補填の仕組みといたしましては、過去の農業収入金額の平均額などを基準収入金額とし、当年産の農業収入額が基準収入額を下回った場合、基準収入額の9割を限度に補填するものであります。こちらも国庫補助がございまして、国が補填の原資となる掛け捨ての保険料の2分の1、それから積立金の4分の3を補助しております。このほか事務費も必要になりますが、こちらについても国が2分の1を補助することで、農業者負担が軽減されております。

なお、ナラシ対策、農業収入保険の積立金に関しましては、価格の低下や災害などによる補填が発動されない場合は翌年度に繰越しされますので、こちらについては毎年負担する必要はございません。

次に、青色申告者の状況についてお答えいたします。令和2年分の申告で申し上げますと、全体で約1,300人おり、このうち農業者が約800人となっております。令和3年の収入保険の加入者は247人で、このうち米を主要作物として作付している加入者は4人あります。

次に、農業収入保険への助成の拡充による農業者負担の軽減についての御質問にお答えいたします。ここでは基準収入額を1,000万円ということで、参考でお答えいたします。こちらの1,000万円の場合、9割の減収に対応する最も条件のいい加入コースで試算しますと、国庫補助後の掛け捨ての保険料が8万9,000円、積立金が22万5,000円、事務費が2万2,000円で掛金の合計が33万6,000円になります。これに対し、掛け捨ての保険料に

50%の補助を行った場合、4万4,500円の負担軽減となります。

最後に、令和4年産の水稻種子購入費への助成についてお答えいたします。この支援は米の再生産活動を支援するため、まっしぐらとつがるロマンを作付する農家に対し種子購入費の助成を行うものでございます。JA津軽みらいの営農指導要領によりますと、水稻種子は10アール当たり4キログラム使用することが標準的とされており、今年度の価格が2,020円でありました。こちらの2分の1相当額である1,000円を助成する内容となっております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） この米価に対する問題、今まで私当市の農業行政というものを過去に尋ねました。そういう中でいわゆる米価変動補填交付金、これが平成26年度から廃止になっております。そして直接支払交付金においては平成30年度から廃止になっていると。そうしたこの農業、どこまで行ったら落ち着くのかな。そして当市の農業については、市長は足腰の強い大規模農家の育成と、中小規模農家の効率的な農業経営の誘導と、高収入作目との複合経営を柱とした後継者、担い手対策あるいは6次産業と、これが国の方針から変化した平川市の農業の姿勢であるのだと。ですから、小規模よりも大規模、本当の小規模であればそれで生活できないですよ。恐らく専業農家で設計をしているだろうから大規模農業、いわゆる認定者とかそういう育成ということになるかと思ってございました。

そして米、畑作の収入減少の影響緩和対策、いわゆるナラシ対策。それから、いわゆる大豆におけるゲタ対策とか、いろんな対策を国で進めながら、今日令和3年産のこの下落の問題、確かに保険に入りなさいということは分かるんですけども、この今1,000万円を参考にして答弁いただきました。いわゆる保険の限度額を1,000万円とした場合ですね。それに基準収入の金額に保険方式、いわゆる補填限度の保険を掛けなければならない。この保険というのは一種の掛け捨ての部分であると。あるいは、基準補填金額の収入金額の積立ての方式、これについては掛け捨てとはならないんですね。ですから、そうかといって積立て方式のみの加入は不可能であると、できませんと。使い捨て保険といわゆる積立て保険、いわゆる保険、これが1つにまとめた青色申告をしなければならないんだと。そういうふうな意味でよろしいでしょうか。一つまずお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまの御質問、議員の御指摘のとおりの内容でございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） この概算金の下落3,400円でありますけれども、稲作農家にとってはすごく大きな影響になるんですよ。一部市町村ではいろんな対策を打っております。10アール当たり3,500円から5,800円とか、そういう大きな範囲を設けているところもあるし、それから戸別補償の補填の政策を打ち出しているところもあるだろうから、市で例えば、この下落した幅1俵当たり3,400円、10アール当たりが3万4,000円となるんですけども、これを思い切った補償できないですか、全農家に。その考え、これ説明会のときも私ちょっとお尋ねしましたけれども、対象面積の全額を助成した場合、幾らぐらいですかと、3億5,577万6,000円と。市長、どうでしょう。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 今回の米価下落に対して、各農家に対して10アール当たり幾らか戸別補償できないかというような御質問かと思いますが、私としては今回の下落はもちろんでありますけれども、稲作農家が持続的に今後も経営を続けていくためには、国で示しているとおりに、現在の米余りの状況の中では、高収益作物や様々な作物に転換しながらそれぞれの経営形態をつくっていく必要があると思っております。そういう意味では今回それぞれの自治体においては、様々な考え方の下に10アール当たり幾らという補填をしているところもあると思っておりますが、私としてはそこまでいく考えはありませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 差額全部はできないと、そのほかもできないとは思いますが、例えば、まっしぐら1万円、つがるロマン1万200円、いわゆる1俵当たり2,000円アップとなるんですけれども、これやると2億928万円になります。この2,000円ってばどう思いますか。さっきの答弁と同じで、一切やらないということですか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 日本全国の今の稲作農家の実態を見てみますと、いわゆる少子高齢社会の中で、また、食生活の変遷の中で米の需要が減ってきております。そういうことを含めながら、国のほうでもかつては戸別所得補償的なこともやっておりましたけれども、そうじゃなくて農家自身に選択していただいて、自分の経営が成り立つような、いわゆる高収益作物、そのほかのほうに転換していただきたいという方針を出しているというふうに私は思っております。

今回、戸別に補償したということになっても、今後農家の皆さんがそれで自立していけるかというところではないというふうに考えます。ですから、一律に毎年米が下がっていったら全部その分を補填していくかというところ、そういう考え方には私は立たなくて、農家の皆さんが持続して農業経営ができるように、そのためのセーフティーネットに対しては支援はしていきます。

そして、農家の皆さん、稲作農家の皆さん、これは全ての農家ではありません。それぞれの作目によって経営形態も違いますし、かなり複合的な経営をしている農家もあります。稲作農家にとってもそうですけれども、米の価格が下がったからといって一概に農家の皆さんの経営全体が下がっているという、少しは米価の低下によって下がる部分はあっても、全ての稲作農家の皆さんが経営できなくなるという、そういうふうな状況とは違うと思いますので、経営に対する米1俵当たりという補填というのは、私はする考えはないということです。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） ないと。それで今標準的な収入額、1,000万円ですね。面積掛ける標準的単価、これ前年度の価格、生産でいくと8ヘクタール、そして今の価格でいきますと12.5ヘクタール、12.5町歩ということになる。ということは4町歩も誤差が出ると。ものすごく大きい誤差ですよ、金額だけで見ると。

そうすると、今これから保険のほうにも入りますけれども、この保険に入って、青色申告仮に入って、今認定農業者のほうは1,000万円でも2,000万円でも収入ある人はある

と思うんですけれども、この4町歩違っただけで何百万円も違うんですよ。例えばこれが1,000万円ではなくて500万円で計算したとき、まるっきり半分になるかっていけばそうでもないと思うんですけれども、半分にしても幾らかかりますか、不足になりますか。この認定農業者とか生産者とか、本当の100アール、1町歩とか2町歩くらいではなかなか500万円もいかないのかな、収入的には。それで本当にそういう人たちでも、本当にこれでやっていくってのは大変な話ですよ、と私はそう考えているんですよ。

それにあわせて保険、保険合わせていくと先ほど言っていましたけれども、トータルでいくとたしか三十何万円と、そういうの保険料の分だけ50%補填するとそういうようなことでしたけれども、本当に1町歩くらいの人で保険入って補償受けるというか、普通的には生活できますか。例えば米だけのことで今ちょっと尋ねていますが、担当部長、できますか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいま議員のほうから1町歩で生活できるかということの御質問の趣旨かと思えます。私が認識しているのは米専門でやるとすれば、約30町歩必要だというふうに認識しております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 30町歩というとなかなかないわけでもないけれども、これから作っていくといっても難しい問題もあるでしょう。認定農業者がある程度、それだけの数もいます。

それで市長先ほど言いましたけれども、いろんな品種を作ってほしい。米だけじゃなくて麦も大豆も、それから飼料米でも加工用米でもいろんなものあるだろうと。昔は米粉用もありました。それとトマト、ミニトマト、イチゴとかいろんなものを植え付けて、総収入で頑張ってもらいたいと、それで保険に入ってもらいたいと、そういうことですよ。本当にやる気のある若い後継者、あるいは新しい農業設ける新規就農者の農業者の方々、本当にできると思いますか。

私のそばで平賀の人でありますけれども、ネギ、借りて借りてかなりやっています。でも、ネギ専門だったような感じしています。りんごもやっていない、米もやっていないようで、その人はそれでまた方針あってやってると思うんですけれども、なかなかこれやってあれやってって何種類もやるっていうことは、それだけの労働力あればいいですけども、今人手不足です。人借りなければなかなかやれない。さもないと大型機械借りてやっていかなければならない。それにはみんな大変な苦勞もするでしょう。現金あってみんな購入できるならばいいですけどもね。今の時代に借金背負って云々というの厳しい問題もあろうかと、そういうふうに思っています。

そういうことで私はもう少し頑張ってもらいたいかなと、そういうような行政ですよ。頑張ってもらおう部分もあるし、生産者、農家の人もしっかり頑張らなければならないところもあるでしょうけれども、今のこの3,400円の下落というのは大変に重い。10アール8万円ですよ。そういう中でこれに苗箱の関係も、大体10アール4キログラム使ってというような、普通苗箱は30枚ぐらいで計算してるみたいですけども、少ない人は24枚とか26枚とか、それでやっている人もいますけれどもね。それでも2分の1、2,020円の2分の1、1,000円、これ2分の1にしないで、このまま2,020円でもいいんじゃないですか。

そのぐらいまでもできないですか。市長、ここのとこだけ。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 種子に対しての助成2分の1を全額にできないかというようなことでありますけれども、かつて米価が下落したときか、あるいは社会情勢の変化で非常に農家の皆さんが困っているときに助成した経緯がありまして、そのときも2分の1でございましたというふうに私は認識しておりますので、今回もそれに倣って、いわゆる次も稲作農家の方が経営を続けていけるように、種子に対しての助成を2分の1にするという方策を取らせていただきました。これは青森市や弘前市も同じようだと認識しておりますが、何よりも私どもが今考えなければならぬのは、今の国の中の政策の中で米が余っているというところです。

ですから国のほうにも現在余っている米を海外に輸出できないかとか、あるいは場合によっては飼料米を多く作ってそっこのほうに向けることができないかとか、農家によっては飼料米を作ったり、ナラシ対策をしたり、あるいは収入保険に入ったりして、それぞれがこういうふうな米価下落のときに対応して経営している農家も多くございます。

ですから、そういうこともありますので、今回に関しましてはいわゆる長期の貸付けに対する利子補給、無利子で借りることができるように、それから先ほど米の種子代の助成、そしてセーフティネットである収入保険への加入促進のための自己負担分を半額にするという支援、あともう一つはいわゆる、大きな助けにはならないかもしれませんが、市から出ている学生の皆さんに米とりんごを届けるという、今回の米価下落に対しましてもそういうふうな対応を取らせていただいているところでありますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 先般の新聞、ちょっと日数かかってましたけれども、今年の新米価格出ました。いわゆる出荷業者と卸売業者との相対取引の価格が出てますよね。それ見ると前年対比は安いけれども、去年の生産価格に似てるような価格となってます。こういう価格になっていながら、何で今の概算金こうなるのかな。そこに流通経費とかいろんなものがあると思うんですけども、これの出荷業者というのはこの近辺ではどこですか。農協ですか、全農。市長、分かったら教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまの出荷業者はどこかということです。基本的にはJAとなっております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そういうこととなると、恐らく直接は販売してないだろうから、昔の経済連、今でいう全農かとそう思いますけどね。そっこのほうがもう少し頑張って、何とかこっちのほうに応援していただけないのかな。「概算金これですよ。」「はい、そうですか。」ということは、農業やってる人、本当に死んじゃうんですよ。お互いに努力してというのは分かるけども、片一方はあまり負担しないとは言えないけども、負担はするだろうけれども、今の利子の関係でもJAのあたりも出すんだろうと思うんだけども。そういう意味では市長からもJAのほうにも何とか頑張って助けてほしいと、もっともっとJAで出してほしいと、そういうような気持ちはどうですか、ないですか。

心の気持ちはあると思うんだけど、どうでしょう。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） J Aでこの概算金を決めるというのは、全農のほうで決めたと思っていますけれども、青森県は全国よりもかなり低い概算金を出してきたということなことです。その背景には、令和2年産米の在庫を抱えているというふうなところ、また、この間新聞報道のほうにもありましたが、令和4年産を見てでも現在のままでいくと4万ヘクタールぐらい減らさなきゃならないというふうな米余り、需給のバランスが崩れている状況がありますので、その中でJ Aのほうで概算金を出してきたものと思っています。ただこれは、あくまでも概算金、概算金といっても、今までは概算金がある程度の米の値段を形成してきましたが、今回国のほうでもそれぞれの地方からの要望等を受けながら、いわゆる令和2年産米の囲い込みとか、令和3年産米に関してできるだけ生産量、作況指数は青森県であれば102で、かなり多く取れているほうですけれども、そこでもまた余剰米が出ます。それらを整理しながら海外へODAとかで出すことができないとか、そういうふうな国のほうへの要望も議会のほうでも出していると思いますし、市長会等でも出させていただいております。そういうような国の動向等も見ながら、今後また対応を考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

先ほどナラシとか収入保険のことも申し上げましたが、当市での5ヘクタール以上の農家の皆さん、米を作っている農家の皆さんのナラシや収入保険対応を見ますと、かなりの方々がそういうふうなナラシ対策を行ったり、あるいは飼料米をつけたり、また今回下落幅の少なかった青天の霹靂を多用したり、農家によって様々でございます。ですから、私は農家の皆さんに一律に10アール当たり幾らという補填はできないというふうなことを申し上げているところであります。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） これ通告で、電話でちょっと教えたかも分からないんだけど、水稻共済の関係どうですか、部長いいですか。今、青色申告している人たちは、できればそのまま収入保険に加入されてやられたほうが良いということも出ております。

それで私に教えていただきたいのは、一筆方式の補償というのはこれまでは青色申告の農家が加入してきたと、これ間違いはないですか。2022年度から白色申告でも可能であると。一筆方式がもうなくなるんだというような、廃止になるというようなことなんですけれども、分かりますか。分からなければいいですけれども。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいまの御質問、水稻共済に関して来年産から一筆方式が、廃止されるかという御質問でございますが、そのとおりでございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そうするとこの共済って掛金にもよるんだろうけども、これ何だか図面があって、全相殺方式のほうがいいとかというような、ということは青色申告に入らないと、白色申告したときに利用するのであるならば、全相殺方式のほうがいいというような、それで白色申告をするんだと、若干反別少ない人かなという感じもするんだけど、それでこの補填が9割も出てくるんだとそういうようなことも出ていましたけれども、これの掛金というのは分かるものなのか。分からなければ結構ですけ

れども。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） ただいま水稻共済に関する御質問がございました。まず掛金のほうから御説明差し上げますと、目安で申し上げます。水稻共済のチラシを私見てお答えいたしますが、1反歩当たり農業収入金額10万円と仮定した場合の1反歩当たりの掛金が組合のほうから示されており、議員から今全相殺方式9割補償の話ございましたので、そちら掛金で申し上げますと、1反歩当たり1,898円、こちらが目安となります。

それから先ほど議員のほうから農業共済組合、こちらのほう白色申告なので規模の小さい方は加入したほうがよいのではないかという趣旨の御質問ございましたけれども、こちらの水稻共済につきましては、今回の米価下落に対応するようなそっちの減収補填は対応されていない。そういったところが違いがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） この問題は非常に、私質問していながら自分でもまだまだ不勉強で申し訳ないんですけども、何とか米がなければ生きていけない。昔の人は財産的には田んぼを売ってはならないと。困ったときには米さえあれば何とかしのげるんだと、そういうように私も親から教わってございます。私は田んぼ作っていませんけれども、貸しておりますけれども、食べる分には米があったほうが良いということですので、これからの農業政策については、市長はじめ担当課も併せて頑張ってもらいたいと思っておりました。

それでは、質問の第2に入ります。2. 灯油購入費助成について。これ午前中に原田淳議員が一般質問して、私の聞くところはほとんどございませぬけれども、何とか原稿作ってきたので、聞くかなと思って今読みますけれども。

今年は異常気象の原因とされるラニーニャ現象の発生で、冬型の気圧が強まり、雪が多く、平年より低い気温になる傾向でもあると報道されています。この助成事業を行った平成20年度と令和3年度の11月3週目の灯油価格を比較すると、約2割増となっております。平成20年の助成額は1万円とのことですが、過去の実績内容から助成額を検討するというが、限度額1万円と設定されているのではないのか、疑わしく私感じるんですけど、やるたびに1万円、たしか平成21年ときは8,000円か9,000円だったと思うんですけども、そのあと平成20年、平成26年も1万円です。これが最高の1万円を限度として考えてるのは、果たしていかがなものかなとそういうふうに思っております。今年度は、特別交付税の措置もされると。そういうことになると、当然増額を考慮した対処をすべきと、私はそういうふうに思っております。まずこれ一つ答弁をお願いいたします。

それでもう一つついでに聞きます。先ほど市長が給付の10万円、原田 淳議員に答弁した。それに対して灯油の給付金1万円も併せて支給するんだとそういうふうな答弁、その10万円の対象者は誰だったんですか。そこのところちょっと聞き漏れありましたので、それも併せてお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 灯油購入費の助成を増額できないかというふうな御質問だというふうに思っておりますが、この過去の灯油購入費の助成額については、平成26年度に最

近では行っておりますが、そのときは1万円という給付額でありました。今回も同じような額で給付したいというふうに思っておりますが、先ほど原田 淳議員にもお答えいたしました。国のほうで住民税非課税世帯に対する10万円の給付を予定しているということでもありますので、何度もいろいろと給付手続を取るよりも、これに1万円上乗せして給付したほうが、1回で11万円給付できるという、そのほうが早く、また、事務的な経費や労力も減ずることができるということで11万円を一緒に、いわゆる福祉灯油といえますか、そういう形で住民税非課税の生活が困っている方々に配付といえますか、支給を予定しているというふうなことでございますので、早くやるためにはそのほうがいいのではないかとということで、そういうふうな手続を取らせていただいておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 今回の灯油のこれ、住民税の非課税の人ばかりが対象者ですか。今私たちが求めている助成というのは、その点はどうなっているのか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 国の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象者についてでありますけれども、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯になります。ただし、住民税が課税されているものの扶養親族等のみからなる世帯を除く、高齢者世帯で非課税の世帯であっても、例えば自分の子供とかが課税されている子供とかの扶養になっている場合は対象になりません。

それから今申し上げた以外にも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した世帯についても、今回国の10万円の対象となります。こちらの国の制度の対象者に、今回の福祉灯油も同じ対象者として1万円を給付したいというのが今の設計の状況でございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） そうすると、今まで対象とした人たちは抜けるということはないですね。平成26年は、何もコロナの関係もなければ何もなかった、灯油が高いというだけのことであって。今回は、コロナ対策の一環かも分からないし、そういうと対象者が全然異なってくるってこともまた不公平ですよ。その点はどういうふうになる。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 平成26年度の対象となった方は、例えば高齢者世帯すとか障がいのある世帯、それから独り親の世帯でなおかつ住民税非課税という条件でございました。前回平成26年に行われたときは、多子世帯、原田 淳議員の一般質問でも少し話題になりましたけれども、多子世帯についても課税非課税問わず、平成26年度るときは1万円の助成をしてございましたが、今回はその多子世帯については、該当にならないということになります。ただ、非課税世帯であれば該当になりますけれども。

ただ多子世帯については、今回18歳未満の子供たちがいる世帯に5万円、年末の5万円すとか年度末の5万円というような国の助成金がありますので、今回はそちらのほうで対応していただければなと思っております。それから、今回その国の制度に乗ってやるということで、これまで若くて非課税であった世帯も今回は対象になるということになり

ます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 平成26年度ばかり対象にするけれども、平成20年も平成21年もあったということですのでね。これは今までもこうやってるんだけれども、何かの形で交付税措置されてきたのかどうか。平成26年のときは原田 淳議員に答弁したとおり、来た分1万8,000円くらいですか、あと足りない分というか、端数の部分7万円ちょっとくらいは一般財源で払ったようなことでしたけども、その以前はどういうふうな状態になってましたか。

○議長（桑田公憲議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 前回と今回も同じなんですけども、基本的には特別交付税で措置されるという通知が来ております。しかしながら、今回の国のほうで、地方創生臨時交付金、こちら追加の補正予算を計上してございまして、この交付金の対象となる場合は、特別交付税対象にならないということでありまして、前回は違いますが、地方創生の消費喚起型の交付金とか、そういったもので措置されてございまして、当市においてはそちらを活用し、特別交付税は頂いておりません。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 灯油の関係で高い安いは出てきます。でも毎年何かかにかで、そういう名前は変わっても交付税は出てるんだということですね。もしそういう関係で出てたなら、灯油なら灯油に使ってほしい。そのお金、別な事業にやるんじゃなくて私は使ってほしいな。そういう高齢者とか独り親家庭の方を助けてくれているなら、それはそれとして使ってほしいな。私はそう思っております。

私も12月6日、灯油入れました103円です。このままずっと、下がらないと見た場合、どうだろう。12月の今日13日ですから、これ見ると、平成20、平成21、平成26年出した、夏、春よりも今のほうがずっと高くなってんじゃないかな、私はそう思って。ですから、出してほしいというのが願いなんです。コロナで去年、おととしとどこにも出ていない。みんな家の中で灯油炊いて、我慢して我慢していたと思うんだけど、やっぱりそういうふうに応援していただければなと思います。

では、3. 消防団員の処遇等について。午前中の原田 淳議員の詳細な質問で御理解しました。重複しますが御理解を願いたいと思います。

この中で、出動報酬は1日7,000円から8,000円とすることとされているが、私の聞くところによると、消防団員の方々は1回の出動で8,000円が支給されると認識しているようであります。4時間未満は4,000円、誤報による出動は2,000円とのことであったが、消防団員にどのような説明し、理解してもらうのかまずお伺いします。

また、この中間報告では、市町村の対応として消防団と協議の上、十分な検討を行い、必要な改正を実施すべきとしているが、当市においてはこれまで市と消防団員で十分な協議が行われたのか。消防団員の意見を酌み取る体制となっているのかお伺いします。以上、市長、答弁願います。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、消防団へどのように説明し理解してもらうのかについてお答えしたいと思います。

年額報酬及び出動報酬の引き上げにつきましては、10月22日に開催いたしました消防団幹部会議において事務局案の説明をしております。年度内には出動報酬の支給方針等をまとめ、全分団に配付し、団員の理解を深めたいと考えております。

また、消防団員と十分な意見協議が行われてきたのか、また、意見を酌み取る体制となっているのかとの御質問でございますが、定期的に消防団幹部会議を開催しているほか、方面本部長、副団長には管轄する分団の意見集約についても依頼をし、団員の意見を酌み取る体制を構築しております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） この出動報酬についての算出の根拠を尋ねるわけですが、先ほどの答弁では活動時間の範囲内というようなことでした、4,000円と。じゃあこの根拠は何なのか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 算出の根拠という御質問でございますけれども、消防庁による出動報酬については、1日当たり8,000円を標準とする旨の通知があったことから、これに合わせる方向で検討しているものでございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 消防庁から8,000円と。この8,000円というのは、何を目的に8,000円って出しているのかちょっと分かりませんが、ただこれ見ると1日7時間45分を基本としというような、こういうこと書いて、それで7,000円から8,000円ということなので、消防庁のあたりも、これだけ団員激減している中で、何とかしなければならぬと。そういう意味の処遇改善は不可欠であるというふうになっていることから考えても、何となく不十分な感じがするわけですが、これも十分検討していただければなと思っております。

それから先ほどもちょっと出てましたけれども、鎮火後の現場ですよ。出動隊に対する報酬の扱いについてちょっと伺います。大体鎮火すると現場で人数確認が来ます。今までだと消防本部の担当者が来ます。その人数確認後、いわゆる撤収解散のその間があるんですよ。5分なり何分なりでもね。じゃあそのときに来たときの報酬はどういうふうになるのか。そうするとこれから出動隊員の人数確認等はどういうふうな方法でやるのか。きめ細かくやらなきゃならないと思うんですけども、その点について教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 団長からの撤収命令後に到着した団員の報酬についてだと思います。まず出動報酬の取扱いですが、撤収命令は消防団無線を通じて行っていただいて、現場へ向かう消防団車両で受信できるということもありまして、撤収命令後に現場に到着した場合については、これまでと同様でございますけれども、出動報酬の対象外とすることで考えております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） それちょっと私の考えと違うんですけども。私も現場に行きます。そうするとその隊長だか吏員だかが分団のところ、各消防ポンプ放水するところに来て、「何人出てきていますか。」と回って歩きますよ。その後解散しない、点呼確

認した後に来た場合の質問を今してるんですよ。最後は撤収なんですよ。点呼あつてすぐ撤収じゃないんです。鎮火が大体こうなると、その現場責任者が何か確認に来るんですよ。「おめたち今日何名出動しましたか。」終わった後に来た場合を今尋ねてるんだ。撤収の前に時間あるんですよ。それで来た場合はどうなるんですか、出動手当は。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 撤収命令の前に到着した場合には出動の対象とします。ただ車で移動している際に、撤収命令が出た場合に関しては出動報酬の対象にしないと。ただ、その前に現場のほうに到着すれば、当然うちほうの職員も確認してますので、その際は出動報酬の対象にしています。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 無線で入りますからという理由でしょう。それは違うんだよ。本当の現場で撤収解散かかればそうなるかも分からないけれども、ほとんど無線は使いませんよ。そういうことで私の質問を終わります。

○議長（桑田公憲議員） 15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、14日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後2時19分 散会

資料1

1 学校給食における食物アレルギー対応について

R3.12.13 一般質問資料
葛西勇人作成

(1) 食物アレルギーを引き起こす主な原因食品

規定 (表示義務)	材料の名称	理由
特定原材料 7品目 (表示義務)	えび、かに、小麦、そば、 卵、乳、落花生	特に発症数、重症度から 勘案して、表示する必要 性の高いもの。
特定原材料に 準ずるもの 2.1品目 (任意表示)	あわび、いか、いくら、 オレンジ、カシューナッツ、 キウイフルーツ、牛肉、 くるみ、ごま、さけ、さば、 大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ、もも、やまいも、 りんご、ゼラチン、 アーモンド	症例数や重篤な症状を 呈する者の数が継続して 相当数みられるが、特定 原材料に比べると少ない もの。

参考：「食品表示基準について」（平成27年3月30日消費者庁）

(2) 当市の食物アレルギーへの対応

- ・各自で除去する
- ・弁当持参（毎回、または献立内容による）

※毎月、献立予定表配布 + 必要な保護者に、学校を通じて原材料
に含まれるアレルギー表示表（27品目）を配布

(3) 当市の給食時に対応が必要な児童生徒数（単位：人）

対象	アレルギーへの対応状況				対応必要 な児童・ 生徒数	市内の 児童・ 生徒数
	各自 除去	完全 弁当	一部 弁当	飲用牛 乳停止 その他*		
小学校	22	1	11	2	36	1,364
中学校	12	0	5	0	17	721

*その他は、アレルギーがあるが給食で未提供食品である等の理由で通常通り喫食している数
データ：平川市教育委員会提供（令和3年11月26日現在）

(4) 県内10市の食物アレルギー対応食の実施状況

対象自治体	食物アレルギー 対応食	備考
青森市	○	えび・かに・乳・小麦・そば・卵・落花生 ・やまいもの未使用食
弘前市	○	対応アレルギー物質22品目の除去食、 または代替食
八戸市	○	一般給食：そば、落花生、かきの未使用 給食+卵・乳除去対象食品
黒石市	×	
五所川原市	○	特定原材料7品目未使用食
十和田市	×	
三沢市	×	※個別包装の乳・卵が含まれるデザート のみ代替食提供実績あり
むつ市	×	※食物アレルギー対応食提供機能を備えた 施設を建設予定
つがる市	×	
平川市	×	

個人調べ

(5) 要望

食物アレルギー対応食、代替食提供の実現を要望

※ご提案

- ①対応食提供機能を備えた給食センターへ改修案
- ②対応食のみ業者から購入、または製造委託案
- ③対応食のみ広域での対応案（例：弘前市との連携）

児童・生徒及び保護者が不安や負担を感じることのない安全な学校給食の実現！

資料 2

2 市内の公共施設等での公衆無線LANサービス

R3.12.13 一般質問資料
葛西勇人作成

について

(1) インターネット接続できる主な無線回線と特徴

無線回線	通信可能エリア	速度
①スマートフォン・携帯回線	広い	低速
②Wi-Fi	狭い (半径数10～100m程度)	高速 (大容量)

■公衆無線LANサービスでは、「②Wi-Fi」回線を利用

(2) 自治体における公衆無線LAN整備・活用の目的

- ①観光（インバウンド）
 - ②防災・減災
 - ③住民サービスの向上・行政事務の効率化
- ※1つのアクセスポイントで、3つの目的を組み合わせて活用する「リバーシブル活用」

(3) 自治体による公衆無線LAN (Wi-Fi) 利活用の効果とサービス事例

目的	効果のポイント	期待される効果	サービス事例
観光・インバウンド	外国人観光客への「おもてなしサービス」、情報発信力の向上	▷無料インターネット接続の提供 ▷旅行者によるSNS上での情報発信により、誘客につながる	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語対応 ・アプリケーション型配信サービス ・スタンプラリー等 ・その他
	Wi-Fiの特性を活かした、場所に合わせたきめ細かい情報発信	▷観光客に周知したい情報を提供 ▷タイムリーかつピンポイントな情報発信による、集客力向上 ▷自治体が意図した経路での観光客の回遊性向上	
防災・減災	発災時のインターネットアクセス提供	▷通信回線の強靱化（地域イントラネット等を活用してネットワークの冗長化を実施した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報ステーション ・アプリケーション型配信サービス ・防災配信アプリ（ポータルサイト） ・SNS ・その他
	ロケーションに応じた情報発信	▷コンテンツ・アプリケーション連携により、Wi-Fi設置個所に応じた情報発信が可能	
	アプリケーションにおける情報発信	▷双方向の通信が可能な特性を活かし、自治体職員専用のアプリケーションとして活用したり、住民向け情報提供手段として活用可能	
住民サービスの向上・行政事務の効率化	各種施設等におけるインターネットアクセスの提供	▷庁舎や図書館等の施設でのインターネット接続による集客効果	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉、健康、子育て、見守り、行政等のサービス ・その他
	行政事務の効率化・住民サービスの向上	▷住民の行政サービスの満足度の向上、行政コストの削減	

参照：「自治体業務におけるWi-Fi活用ガイドブック概要版」（一般財団法人 全国地域情報化推進協会）

観光、防災、住民サービスの向上の有効ツールとして公衆無線LANへの注目が高い！

2 市内の公共施設等での公衆無線LANサービス

資料3

R3.12.13 一般質問資料
葛西勇人作成

について

(4) 当市における公衆無線LANサービスについて

■公衆無線LANサービスの提供場所

施設名	提供場所
平川市役所 (本庁舎)	2階ロビー付近
平川市健康センター	ロビー付近
平川市文化センター	エントランスホール付近
猿賀神社	社務所付近
平川市尾上農村環境改善センターさるか荘	周辺
平川市四季の蔵もてなしロマン館	周辺
平賀総合運動施設 (ひらかドーム)	テニスコート、多目的広場、陸上競技場付近
道の駅いかりがせき津軽関の庄	付近
ひらかわドリームアリーナ	1階エントランスホール、2階ロビー付近、メインアリーナ、サブアリーナ
尾上総合支所	ロビー付近
碓ヶ関総合支所	エントランスホール付近

■公衆無線LANの利用方法について

- ・接続手順及び利用規約
→「平川市公衆無線LAN接続手順」、「平川市公衆無線LAN利用規約」を参照
- ・接続時間/利用料金
→1回60分(1日の回数制限なし)/無料

参照：平川市ホームページ「公衆無線LAN」

(5) 質問事項

- ①当市の本サービスにかかる経費の現状について
 - ・料金体系(定額制、従量制)、ランニングコスト?
- ②提供場所について
 - ・現在の提供場所が、「災害時における防災拠点の通信環境の確保」、及び「市民および当市を訪れる観光客が情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るため」という目的に合致しているか?
 - ・他に設置を検討しなければならない場所はないか?
- ③活用策について
 - ・本サービスの活用促進のために、SNSやコンテンツ・アプリケーション連携による観光や災害等の情報発信サービスを実施しているか?また、予定はあるか?
 - ・上記の他に、本サービスの利用促進策は検討しているか?
- ④接続時間、セキュリティ面について
 - ・接続時間を制限している理由は何か?
 - ・児童・生徒への教育的配慮から、特定のWebサイトへの接続制限などを実施しているか?
- ⑤住民サービスの向上に向けた利用促進策について
 - ・コロナ禍において、文化活動等でのオンライン講演、会議が増加しているが、それに対するWi-Fiサービスの環境の整備を検討しているか?
 - ・上記の他に、本サービスの利用促進策は検討しているか?

当市として、住民へのサービス向上や設置目的に合った利用促進策の検討が必要!

資料 4

R3.12.13 一般質問資料
葛西勇人作成

3 平賀多目的広場の照明設備・人工芝化の実現可能性について

- (1) 前回の提案
 - ・平川市陸上競技場を、サッカーなどの運動競技で通年利用でき、またいつでもスパイクの使用を可能とするため、そのインフィールドの天然芝を人工芝にすることを提案。
- (2) 前回の教育長、事務局長答弁の概要
 - ・平川市陸上競技場を公認競技場として維持するため、10.5mm（やり投げ想定）の人工芝化した場合、設置費用として約5.4億円、toto助成金上限約0.5億円を活用しても約4.9億円の予算が必要であり、費用負担が大きいです。
 - ・現状の天然芝において、中学校3年生以下のスパイク使用は、練習、試合にかかわらずOK。
- (3) 前回の答弁に対する現場の反応
 - ・サッカーにおける人工芝の長さは62mm（JFA公認人工芝：ロングパイル62mm）であり、10.5mmは適さない。
 - ・中学校3年生以下のスパイク使用について、実際にそれで練習をすると芝が荒れるため、当市より整備のために一定期間使用禁止措置がとられることとなり、その間練習ができなくなる。従って、現実にはスパイク使用を制限せざるを得ない。
 - ・指導者は働いている方が多く、そのために夜間練習が多くなるため、照明設備は必要である。
- (4) 要望
 - 平賀多目的広場の照明設備・人工芝化の実現を要望
- (5) 平賀多目的広場の照明設備・人工芝化の実現可能性についての質問事項
 - ①費用面以外での課題の有無、及び課題がある場合はどのような課題があるのか？
 - ②照明設備、人工芝化各々の整備にかかる初期費用（toto助成金含む）と年間維持費はいくらか？

※参考：弘前市運動公園野球場人工芝化・照明塔設置の事業について

事業内訳	工事費	toto助成金	合計	備考
人工芝化	約2.6億円	約0.4億円	約2.2億円	芝化面積：約10,700㎡ 芝の長さ：ロングパイル62mm（JFA公認人工芝）
照明塔設置	約0.8億円	約0.2億円	約0.6億円	基数：照明塔（H-20m）×4基 照度：維持平均照度200ルクス以上（地方大会開催可能レベル）
	約3.4億円	約0.6億円	約2.8億円	

データ：弘前市提供

平川市のサッカー推進と人材発掘・育成のため、練習に適した環境整備を要望！

